

富良野地方における帝国在郷軍人会の小銃射撃場 ～小銃射撃場建設と射撃訓練の実態～

澤田 健（富良野市博物館）

1. はじめに

富良野地方には、1937（昭和12）とその翌年に帝国在郷軍人会¹の分会（以下、分会）が設置した小銃射撃場の鉄筋コンクリート造監的壕が3件現存する。監的壕とは、実弾射撃訓練用の的場で、壕内に配置された掛員は、標的の着弾点を数100m離れた射場へ伝達し、標的の補修などを行った。当地方では、上富良野町の監的壕は既報²されるが、その他は市町村史等に若干記載される程度で、詳細は知られていない。

筆者は、2015（平成27）年に山部地区の歴史見学会の講師を依頼され、参加者とともに歴史的建造物や石碑などを巡見し、この中で空知川河川敷に所在する帝国在郷軍人会山部村分会の監的壕も案内した。この事業を富良野市博物館のホームページで報告したところ、愛知県名古屋市の戦争遺跡研究会・清水啓介氏から、本例に関する問い合わせを受け、こちらから情報提供する一方で、同氏から分会等が設置した小銃射撃場の特徴をご教示いただいた。当時、清水氏は小銃射撃場の調査事例に関する論考を執筆中で、同年にはその成果を会報誌で発表した³。また同氏は上富良野町郷土をさぐる会にも連絡をされ、これを契機に同会の三原康隆氏が上富良野村分会設置の監的壕を調査・報告した²。

筆者はこれ以降、市内を皮切りに富良野地方の小銃射撃場跡地の調査を始めたのだが、

スタートから何度も疑問に躓き、右往左往することとなった。小銃射撃場の構造や監的壕の各部位の役割と意味、射撃会の実態など不明の点が多く、市町村史の記録や聞き取り情報も断片的で全体像は判然としなかった。

本稿は、第一に当地方の事例調査報告を目的とする。さらに分会設置の射撃場はいかにして設計・建造され、射撃会はどのような方法と手順で実施されたのか、以上主に2点の考察を第二の目的とする。

次には、清水の論考等を引用し、戦前に設けられた分会等の小銃射撃場とは、どのようなものなのか、概要を整理する。

2. 帝国在郷軍人会等の小銃射撃場とは

帝国在郷軍人会や中等学校以上の学校が、主に大正期～昭和10年代に建設した射撃場は、三十年式や三八式歩兵銃等の小銃用の実弾射撃場で、帝国在郷軍人会主催の射撃会をはじめ、同会の指導による未入営兵や青年の射撃教練に使用された。

清水は、こうした全国各地に設置された「村の射撃場」の情報53例を収集・分析し、次の6項目から小銃射撃場の特徴を捉えている⁴。清水が言う「村の射撃場」とは、「軍が直接関わらず、特に地元の在郷軍人会や旧制中学などが主体となって建設・運営した実弾小銃射撃場」で、「在郷軍人会員も生徒や学生も訓練に加わり、射撃大会を行って技を競った」ものを指す。

①建設主体 分会と旧制中学、師範学校、実業学校等の中等教育以上の学校。

②建設時期 主に大正末～昭和17年。昭和戦前期最多。最古は明治30年の中学校例。

③立地 山間部や池・川・砂浜などの非生産性の土地で、比較的安かつ山麓を射塚に利用可能な場所。山中型、山麓型、池越し型、河川越し型、河川敷型、砂浜型とその他の7類型。

④射撃距離 大半が200m。その他に150m、300m、500～600mの例もあり。

⑤標的数 大半が2～3個。4～10個の例もあり。

⑥監的壕 A：木造監的壕（現存しない）、B：石積み監的壕、C：前面コンクリート造監的壕、D：前面コンクリート造掩蓋付き監的壕、E：全面コンクリート造掩蓋付き監的壕の5タイプに大別。

確認された建設主体の多くが在郷軍人分会で、昭和戦前期の設置が大半を占め、建設費用は分会会員と地域住民による寄付金や町の補助金、労力奉仕で建設された例が見られる。設置場所は住民への被害が及びにくく、跳弾防止の射塚の役目を果たす山麓付近等が選ばれた。分会等の射撃場は、入隊前の未教育者も訓練する施設のため、大半が射距離200～300mの短距離で整備され、的の数は概ね2～3個とされる。また「全面コンクリート造掩蓋付き」の監的壕が、昭和期の典型タイプで、現存の多くは本例であり、木造や石積みは比較的初期タイプの監的壕とされる。

図1は清水のB～E類の断面模式図を複製、トレースしたものである⁴。E類が昭和期の典型的なタイプで、ここでいう「コンクリート造」とは、その多くが鉄筋コンクリート造（以下、RC造）と考えられる。

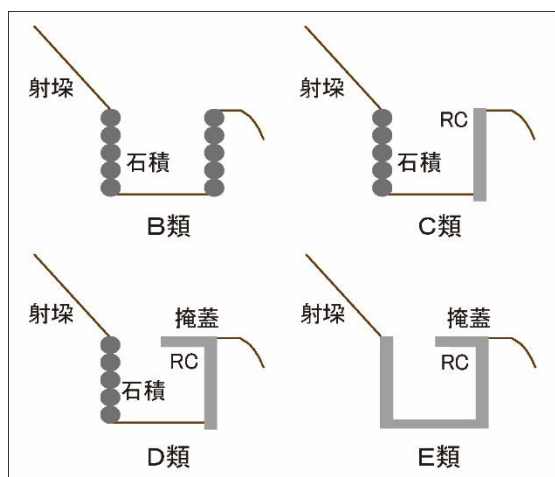


図1. 監的壕の断面類型 * 清水(2018)を複製・引用

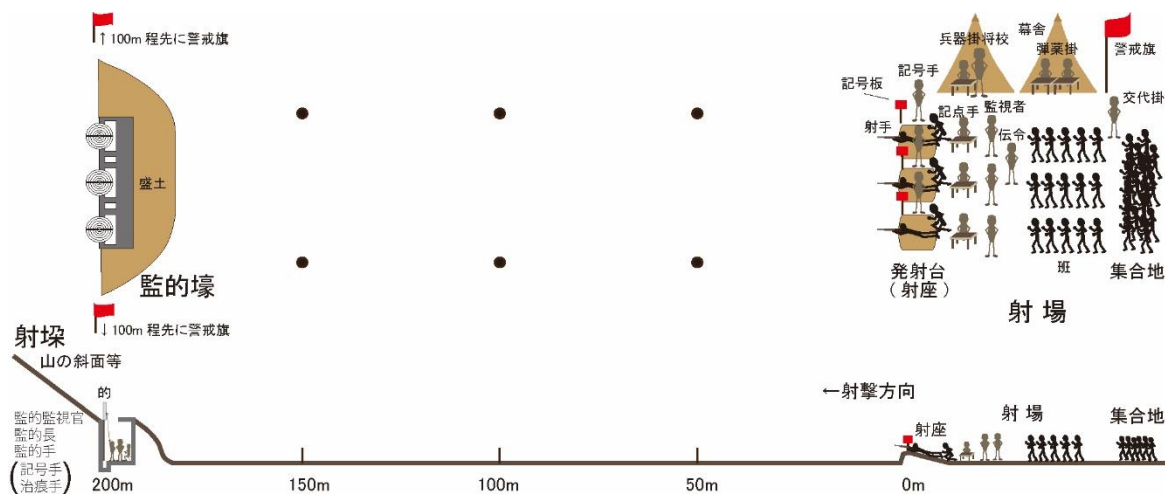


図2. 標準的な小銃射撃場をモデルにした平面・断面模式図

図2は、その昭和戦前期に整備された標準的な小銃射撃場をモデルに、帝国陸軍の射撃教範や後述する富良野地方の事例も参考にしながら、射撃場全体を模式的に表した平面及び断面図である。本図では、小銃射撃場の基本的な用語や一般的な人員配置などを整理して図化した。小銃射撃場の構造は「射場」「監的壕（的場）」「射壕」の3地点に大別でき、射場後背には射手を集める「集合地」がある。射場と監的壕には掛員が配置され、射手は発射台（射座）から伏射した（図3₅）。詳しくは、あらためて6章（2）（4）で説明する。

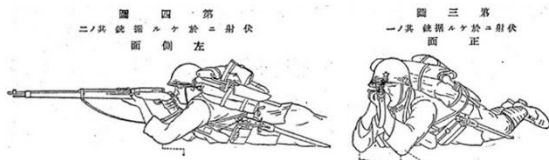


図3. 小銃射撃の伏射姿勢 帝国陸軍教育総監部（1939）

3. 帝国在郷軍人会の組織構成

富良野地方の小銃射撃場に関する事例を報告する前に、帝国在郷軍人会の組織と当地方の分会構成について簡単に整理する。

帝国在郷軍人会は陸軍の主導で発会した組織で、皇族を総裁に奉載し、会長は帝国陸軍大將が兼任、後に陸海軍合同の組織となって以降、副会長には両軍中將がその任に就いた。本部は軍の監督下にあつて東京に置かれ、師団単位に連合支部（大正14年規約改正後）を設けて師団付少將が連合支部長に、また連隊区単位で支部を置き、連隊区司令官が支部長に命じられた。さらに群や市には連合分会を設置し、主に退役尉官の中から推薦で連合分会長を選任した。

そして各町村には基礎単位組織としての分会が設けられ、分会長は正会員中から推薦

で任じられた。その直下には、地区等で区分した班を置いて班長を、さらに組では組長が推薦で選ばれた。このように、帝国在郷軍人会の組織は、上位から本部—連合支部—支部—連合分会—分会—班—組といった組織体系で運営された⁶。

さて富良野地方の北は上富良野から、南は占冠に至る区域の分会は、第七師管連合支部—旭川支部—上川連合分会—上川南部連合分会の傘下であり、陸軍では第七師団管轄下で、当地区に本籍地を持つ歩兵入隊者は同第二十八連隊に入隊した。

上川南部連合分会の各分会は分村の結果、最終的に次のように組織され、1941（昭和16）年には9分会で構成した⁷。

上富良野村	上富良野村分会
中富良野村	中富良野村分会
富良野町	富良野町分会
	富良野町東分会
山部村	山部村分会
東山村	東山村分会
南富良野村	南富良野村分会
	南富良野村金山分会
占冠村	占冠村分会

通常、分会は1町村に1分会を置くのが原則だったが、富良野町と南富良野村では地理的な事情により、後に分離独立して2つの分会が設けられた。東分会は1942（昭和17）年に富良野町分会から分離独立し、麓郷・布礼別・ベベルルイ地域の会員で構成した分会で、金山分会は1915（大正4）年に南富良野村分会から独立した。

ところで分会に関する資料は、市町村史等の記述によると、その多くが終戦直後に焼却

処分されたらしく、文書類の現存例は限られる。その一方で、個人の所有物は強制的に処分されなかったもので、当館には同会関連の寄贈資料が散見され、在郷軍人徽章、奉公袋、慰問袋、機関紙『戦友』、『良民』、在郷軍人会館⁸や分会による教練と出役等の記念写真などが収蔵されている。

その他、市内では1933（昭和8）年に山部村分会が建立した御大典記念植樹碑が南陽地区に現存し、また布礼別集落センターには、富良野町分会第二十七班の班旗や町立布礼別青年訓練所と同青年学校表札、射撃会記念写真が保管される。記念写真は、分会主催の射撃会を理解する上で貴重な資料であり、4章及び6章（2）で紹介する。

4. 富良野地方における分会の小銃射撃場

当地方の市町村史や各地区の記念誌を調べたところ、大正初期から戦前にかけて各分会主催の射撃会が行われ、小銃射撃場は少なくとも11か所に所在したことが分かった。

この情報を頼りに、筆者は現地確認や聞き取り、実測などの調査を行った。次には、各小銃射撃場の調査結果を現在地の市町村別に報告する。その概要は表1にまとめたので、参照いただきたい。文中に出てくる射撃場の勤務者名や射撃用具の名称は、6章（2）（4）で説明する。

（1）富良野市内に所在した小銃射撃場

富良野市史と各地区の記念誌等から、富良野市内の下五区、鳥沼、布礼別、山部、東山の5地区に小銃射撃場を確認した。以下、地区別に記述する。

①下五区の小銃射撃場（図4～13）

当地区の在郷軍人は、上五区・中五区・下五区で編成した富良野町分会第七班に所属し、射撃場は1927（昭和2）年に初めて設置された。図4は1937（昭和12）年の富良野毎日新聞記事で、これによると同分会は千数百円を投じて新たに射撃場を建築、同年6月に町長ら来賓多数を招いて落成式を執り行

表1. 富良野地方における帝国在郷軍人会各分会の小銃射撃場一覧

No.	所在地	分会名	最終設置	初設置	距離(m)	方位	射場	射塚	標的数	監的壕の特徴
1	富良野市下五区	富良野町	1937 S12	1927 S2	300	SW→NE	農地	朝日ヶ丘 断層崖	3	RC造監的壕現存(S12) 射撃用具格納庫兼 標的は繰出式、RC造擁壁 標的開口部に2サイズあり 排水、腰掛の痕跡あり
2	富良野市字東鳥沼	富良野町	1928 S3	1928 S3	不詳	NW→SE	学校裏	東9線・断層崖	不詳	不詳
3	富良野市字北布礼別	旧富良野町 富良野町東	1932-1934 S7-S9	1925 T14	250	SE→NW	農地	段丘斜面	3	木造監的壕
4	富良野市字山部東21線	山部村	1937 S12	1919 T8	200	W→E	農地	河岸段丘	3	RC造監的壕現存(S12) 射撃用具格納庫兼 標的は繰出式、練積み擁壁 銘板に記録多数
5	富良野市字西達布	旧山部村 東山村	不詳	1924 T13	不詳	W→E?	神社周辺	河岸段丘	不詳	不詳
6	富良野市字東山	旧山部村 東山村	不詳	S10頃?	不詳	SE→NW?	グラウンド	河岸段丘	3	不詳
7	上富良野町東2線北27号 同新町5丁目	上富良野村	1938 S13	1915 T4	250	S→N	農地	日の出山斜面	3	RC造監的壕現存(S13) 射撃用具格納庫兼 標的は繰出式、練積み擁壁 内部にバットレス
8	中富良野町北星	中富良野村	S12以降	1924 T13	不詳	不詳	北星山山中	北星山	不詳	不詳
9	南富良野町字幾寅	南富良野村	不詳	1924 T13	300?	W→E	会館付近	川戸山斜面	不詳	不詳
10	南富良野町字下金山	同金山	不詳	1915 T4	300?	NW→SE	水門付近	「東の山」	不詳	不詳
11	占冠村中央及びトマム?	占冠村	1937 S12	1937 S12	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳

い、射撃大会の予選会が開催された。監的壕は、富良野盆地の西縁部に位置する朝日ヶ丘（なまこ山）の東麓に建造され、射場は東へ300m地点の農地内に設けられた(図5・6)。射撃方位は南西である。射撃の轟音は戦場を思わせるほどだったという⁹。射場は確認できないが、RC造の監的壕は朝日ヶ丘の東麓、二線川左岸に現存する。

図7・8が監的壕の平面及び立面、断面図で、図9～13は現況写真である。RC造の壕の規模は、長さ14,960mm×幅2,670mm×高さ2,550mmで、細長い箱型の形状をなし、左右の開口部に1,820mm長の盛土擁壁も兼用した控え壁をL字状に付加する。本開口部は出入口で、扉設置用のボルトを左右に各4本ずつ植え込む。断面は清水のEタイプに類似する。監的壕前面の防弾・跳弾防止用の盛土は除去され、コンクリートが剥き出す(図10)。河川改修の際に、土砂流入防止のため、掘削されたのかもしれない。

掩蓋には等間隔に並列し、長方形をなす大1中2小2、計5つの開口部を備える(図12)。開口部は中央の2,625mmが最大で、両端に各1,660mm幅の間口を開け、その中間に420mm巾の狭小な開口部を設ける。大・中の開口部3か所は標的を掲出するためのもので、中間の小さな開口部は監的鏡(77頁)の設置用である。標的開口部の規格の違いは、異なる大きさの標的を用いたためであろう。大・中開口部の壁面上部に、上下2列で等間隔に配置したボルトを植え込み、壁面から概ね100mm程度突き出す(図11)。このボルトは、標的を滑車とロープで上下させる支柱の固定金具と考えられる。

床面はコンクリート舗装で、西側の壁沿い(山側)に幅・深さ280mmの排水溝を設け、東側の壁面(射場方向)には足元に、900mmないし750mm間隔でボルトを2段横列させる。本壁面は監的手(73頁)の待機場所、

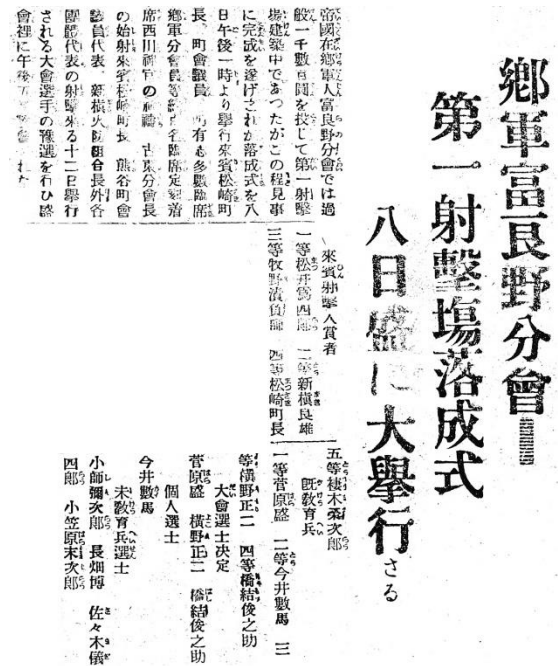


図4. 富良野毎日新聞 昭和12年6月7日付

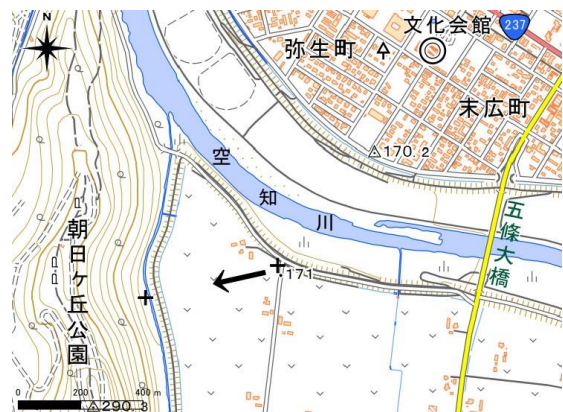


図5. 富良野町分会小銃射撃場の位置図
* 国土地理院標準地図を加工



図6. 富良野町分会小銃射撃場周辺の空撮画像
* 国土地理院 HP・米軍 1948. 10. 15 撮影 R-404-25 部分拡大・加工

ボルトは監的手の腰掛け設置用の金具と考えられる(図13)。また北側の出入口付近の西壁上部には240×340mmの銘板を設置した

痕跡が見られる。

2021(令和3)年2月、下五区の元農家の薄田保氏(昭和11年生)は次のようにお話

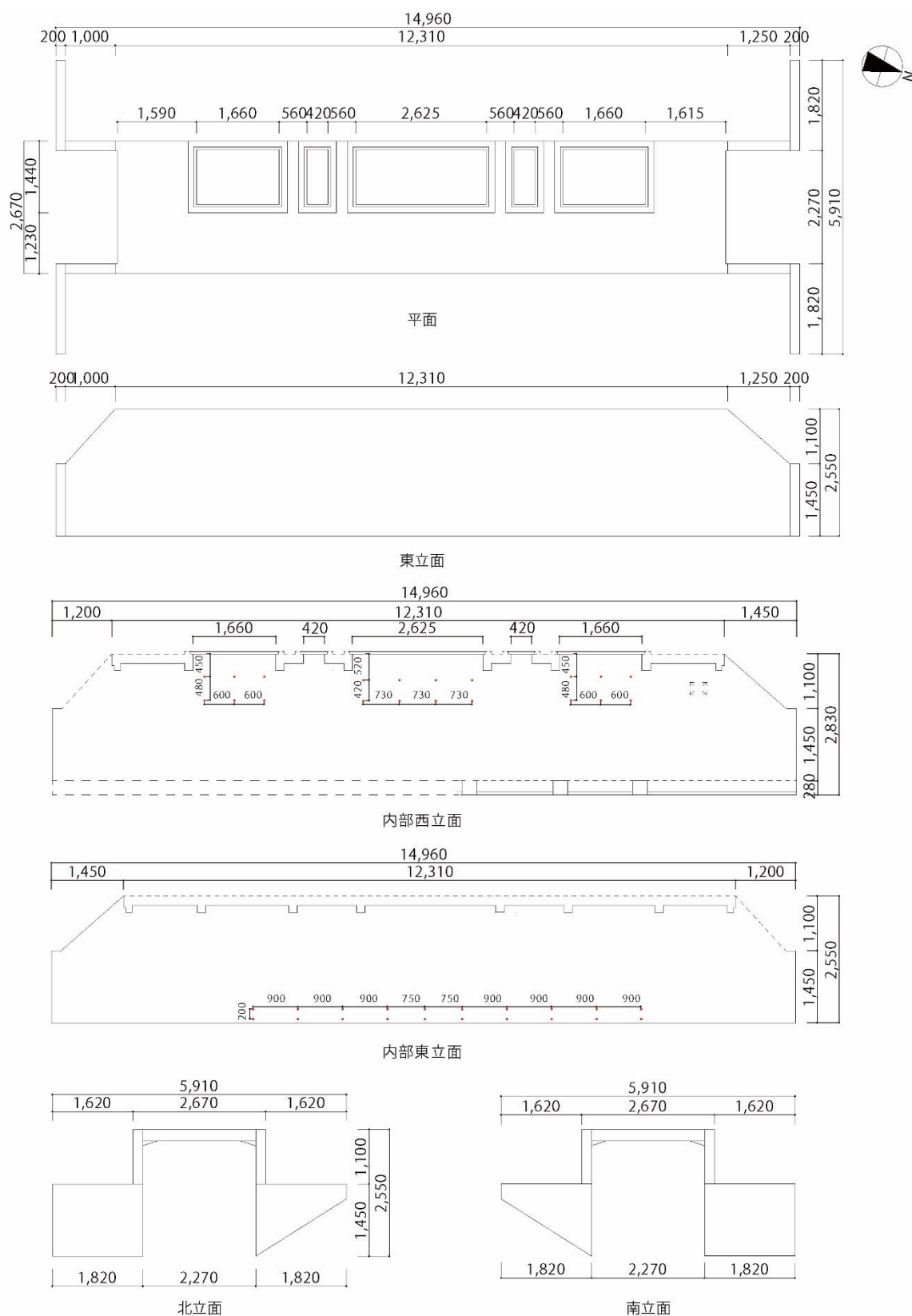


図7. 富良野町分会小銃射撃場監的壕の平面及び立面図

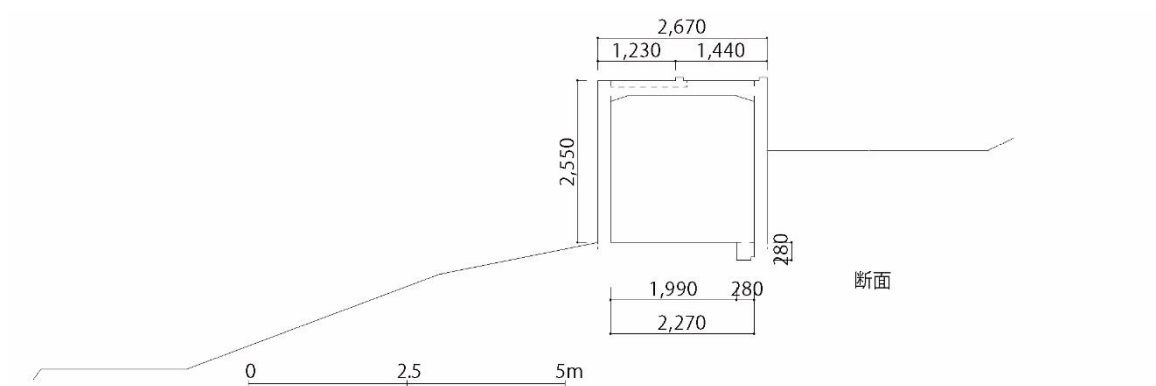


図8. 富良野町分会小銃射撃場監視壕の断面図



図9. 富良野町分会監視壕の遠景 (N→S) 2021. 4. 3



図12. 富良野町分会監視壕の掩蓋開口部 (N→S) 2020. 4. 5



図10. 同上の近景 (SE→NW) 2021. 4. 5



図11. 同上の壕内 (N→S) 同上
* 右壁面の上部に支柱用のボルト



図13. 同上・東側壁面の植え込みボルト (NW→SE) 同上

しされた。「松井宅と村上宅の中間で、今のT字路のかどにあった盛土（射座）から伏せ撃ちで若者が訓練した」「壕には3つの的が掲げられて、的が上下していた」「あの当時、近付けなかったけれど、戦後、子どもの頃に遊びに行った」「二線川の堤防工事のときに、流路が今のように変わった。二線川は元々2つの川が合流して、畑の真ん中を流れていた。堤防の造成で、監的壕は壊されたと思っていた。」

図6は、1948（昭和23）年の米軍による空撮画像で、河川改修前の射撃場周辺の様子を理解できる。ただし射場は当時すでに農地に返戻され、本画像でも確認できない。

②鳥沼地区の小銃射撃場（図14）

鳥沼地区の在郷軍人は富良野町分会第12班に所属した。当地区では1928（昭和3）年6月に当時の鳥沼小学校校舎東端に射撃場が整備され、青年団、青年学校、入隊前の未教育者の訓練を行った¹⁰。地域の方々にお尋ねしたが、ご記憶する方はいなかった。おそらく今の校舎裏あたりに射場を設け、東の断層崖斜面を射塚に設定したと考える。曖昧だが大まかな位置を図14に示す。射撃方位は南東方向と考えられる。



図14. 富良野町分会第12班小銃射撃場の位置図
* 国土地理院標準地図を加工

③布礼別地区の小銃射撃場（図15～17）

布礼別地区には、1925（大正14）年に東布礼別の旧正木宅付近に初めて小銃射撃場が設けられ、その後北布礼別に移設された¹¹。ここで紹介するのは、北布礼別に設置された射撃場で、射場は旧大島家住宅（現在は岸本家所有）の北東側農地にあり、監的壕はここから北西へ約250mの丘陵直下に、土地を切り盛りして造成された（図15）。射撃方位は北西である。

2021（令和3）年3月、大島克己氏（大正12年生）に聞き取りしたところ、射撃場は同氏が11歳のときに、東布礼別から当地へ移転したという。一方、当地区郷土誌には昭和7年頃に造成された¹²とあるので、1932（昭和7）～1934（同9）年頃の設置としておく。

大島氏は、「射撃大会は在郷軍人会が毎年6月頃に行った。」「壕の壁面（擁壁）は板だった。」「弾が中った所を壕内から竿や旗で知らせていた。」「射撃が終った後、弾を拾いに行ったが、土にめり込んで拾えなかった。」

「前多正太郎さんが地区の在郷軍人会の親分で、布礼別青年学校で指導した。階級は伍長だった。」とお話された。

また布礼別市街地在住の伊藤正博氏（昭



図15. 富良野町東分会小銃射撃場の位置図
* 国土地理院標準地図を加工

和 19 年生) からもお話しを伺った。戦後も監的壕が残っていて、子どもの頃に弾頭を発見したことがあり、当時は上部が平坦な盛土と壕を確認できたという。同氏の案内で同年 4 月に、許可を得て現地を訪問したが、記憶する監的壕所在地には、除礫で生じた多量の礫が廃棄されて跡形もなく、残念ながら遺構は確認できなかった。

本地区市街地の集落センターには、富良野町分会第二十七班の班旗と当射撃場で撮影



図 16. 帝国在郷軍人会富良野町分会第二十七班班旗
* 布礼別集落センター所蔵

された射撃会の記念写真等が掲示・保管されている。図 16 は、分離独立前の富良野町分会所属当時の班旗で、一部に破れや汚損が見られる。旗竿頂部に真鍮製と思われる球状の竿頭が付き、黒漆塗りの旗竿が 3 分割できるもので、最上部のみ現存する。旗は 52cm×67cm で、山型に区画した上半部は朱に白線を入れ、下は白色で中央に在郷軍人徽章を配置する。

図 17 は射撃会の記念写真である。撮影年月日は不明だが、記念写真として特別に撮影されたことから、移転造成時の 1932 (昭和 7) ~1934 (同 9) 年頃ないしは富良野町東分会に独立した 1942 (同 17) 年のいずれかと推測される。

写真には、監的壕の盛土斜面に、総勢約 120 名の在郷軍人が整列し、背景には射塚の丘陵斜面、集団両脇には監的壕の盛土が僅かに見える。写真では視認できないが、大島氏の聞き取りから、この監的壕は壕の壁面を板で支

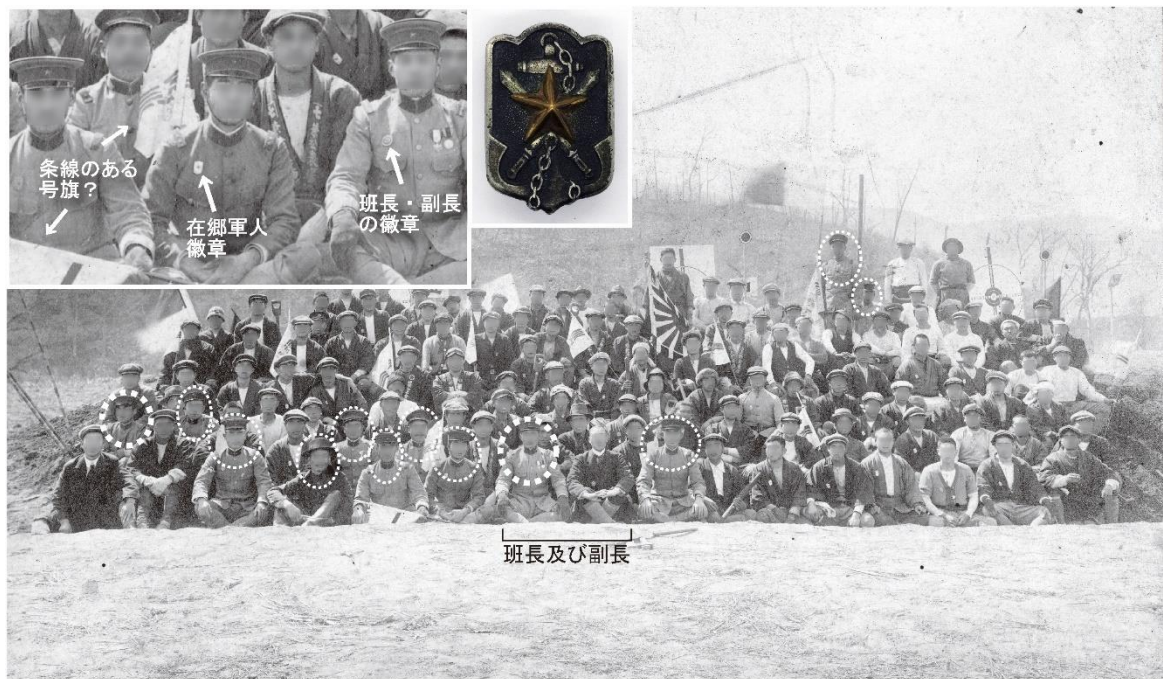


図 17. 北布礼別の小銃射撃場で開催した射撃会の記念写真 (SE→NW) * 昭和 7~17 年頃撮影
* 破線の丸で囲んだ者が軍服を着用する
* 左上: 中央前列の部分拡大図、右上: 在郷軍人徽章 (富良野市博物館所蔵)

えた清水A類の木造監的壕である。また集団の背後には、同心円と1～10のアラビア数字が印刷された3基の的が壕内から直立し、中央に旭日旗（帝国在郷軍人会旗）があり、さらに6章（3）で後述する各種射撃用具が確認できる。

大半の人物が、平服の右胸に在郷軍人徽章を付け、前列を中心に12名の軍服着用者を認める。青年訓練所あるいは青年学校の生徒は写っていない。図17・右上が右胸に着用する在郷軍人徽章（当館所蔵）で、帝国陸軍の五芒星と帝国海軍の錨に、剣と盾を組み合わせたデザインで、同会規約で着用方法などが定められた¹³。

前列中央に着座し、軍服左胸に従軍徽章を付ける人物とこの右隣の平服の人物は、右胸に分会長・副長ないしは班長・副長が付ける円形の徽章を付けるので、分会ないしは班の正副代表者である。左の者は、肩章から判断して階級は伍長である。また右隣・平服の人物は、後に東分会副長となる野表岩松氏と推測される。

昭和7～9年頃の撮影であれば両者は班長・副長で、昭和17年ならば分会長・副長となろう。その他の軍服着用者は、写真2列目左端に伍長がもう1名、前列・2列目には上等兵を5～6名確認できる。また右端の白いシャツ姿の人物らは、監的壕内で作業にあたった集団と考えられる¹⁴。

小銃射撃場における任務については、6章（2）（4）で詳しく解説するが、これら伍長や上等兵は、射撃会で射手に指導・助言を与える監視者や各掛の長を担った人物と思われる。

④山部地区の小銃射撃場（図18～31）

山部村分会は大正時代に、同地区と後に東山村に分村した地域に小銃射撃場を設置した¹⁵。ここでは現在の山部地区に所在する射撃場を紹介し、後者は次項で説明する。

当地区の射撃場は、1919（大正8）年に空知川右岸の「山部川向」に初めて設置された¹⁵。ここで報告するのは、1937（昭和12）年10月に竣工した射撃場で、図18・19のように射場は、増山氏が寄付した東21線の農地



図18. 山部村分会小銃射撃場の位置図
* 国土地理院標準地図を加工

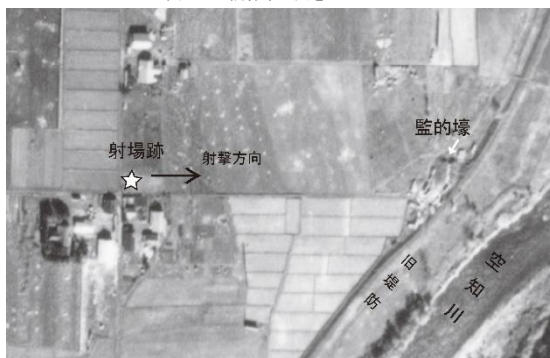


図19. 山部村分会小銃射撃場周辺の空撮写真
* 国土地理院 HP・米軍 1948. 10. 15 撮影 R-404-40 部分拡大

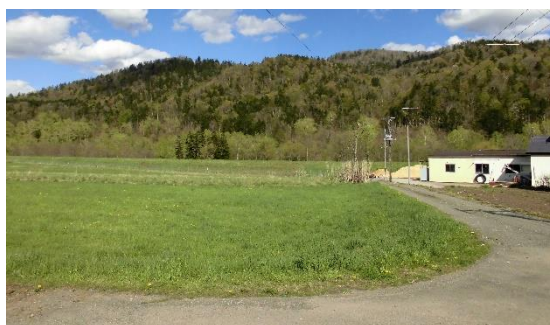


図20. 同上射場跡地と後方射壕の山並み（W→E）
2020. 5. 14 * 射壕手前の堤防は近年の造成

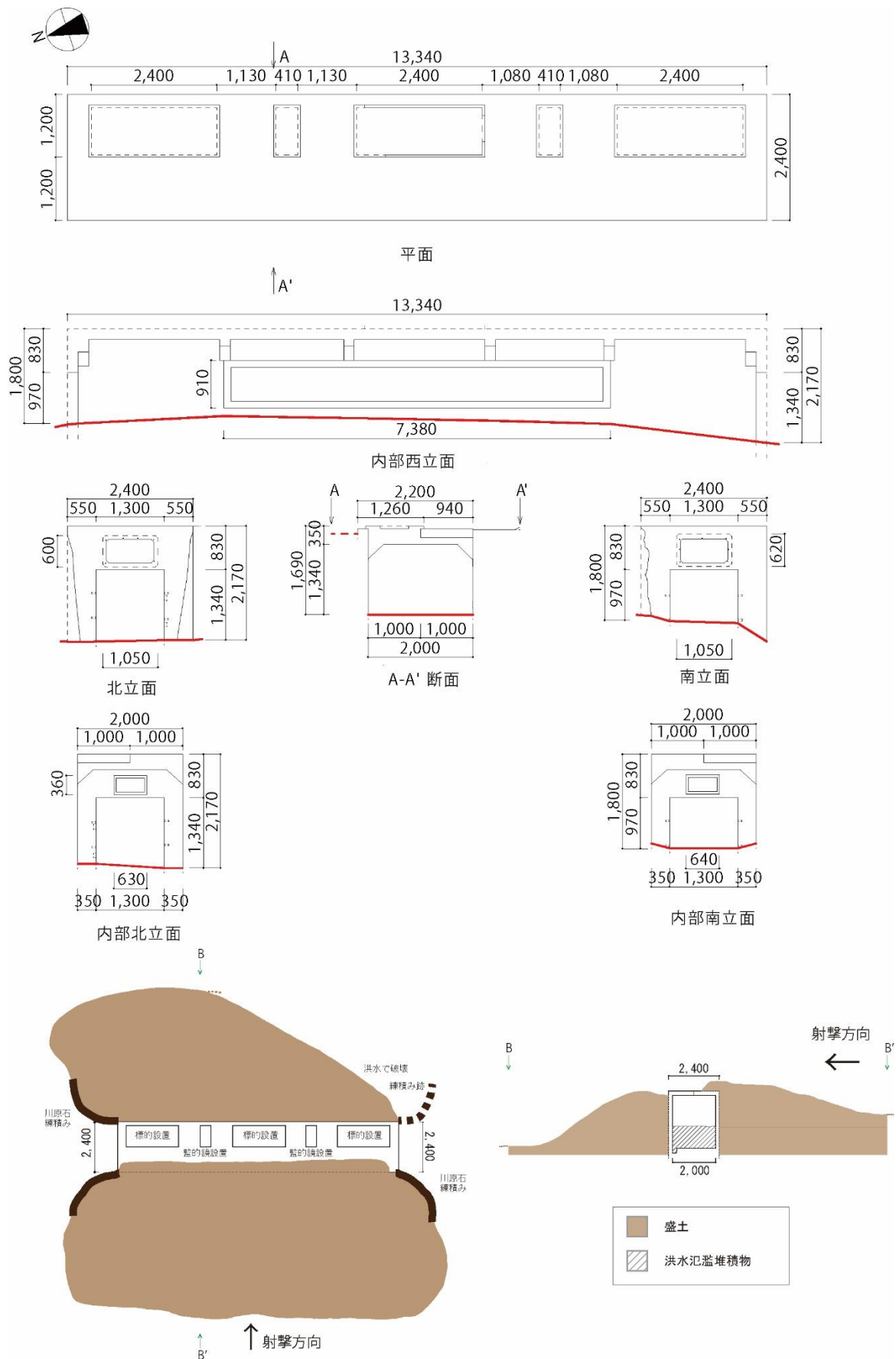


図 21. 山部村分会小銃射撃場監視の壕の平面・立面・断面図



図 22. 山部村分会監的壕の近景 (SW→NE) 2020. 5. 16



図 23. 同上・北側出入口と練積み擁壁 (N→S) 同上



図 24. 同上・内部 (S→N) 同上 * 左壁面に寄付者銘板

内に設けられ (図 20)、監的壕は空知川左岸の砂籠を積み上げた旧堤防沿いに建設された。射撃方位は東である。したがって初代射撃場とは設置場所が異なる。

射場の痕跡は確認できないが、RC造監的壕が現存する。図 21 は監的壕の平面・立面・断面図、図 22～30 は現況写真である。箱型をなすRC造の壕の前後には盛土があり (図 22)、掩蓋に被覆土を約 20cm 被せ、人頭大の川原石をコンクリートで練積みした擁壁で



図 25. 山部村分会監的壕の掩蓋開口部 (NE→SW) 2020. 5. 16



図 26. 同上・標的開口部東壁の鉄ピン (NW→SE) 同上



図 27. 同上・的用開口部東壁のボルト (NW→SE) 同上
* ボルトは折れ曲がった状態

支える (図 23)。断面形は下五区の例と同様で、清水E類である。南東側の盛土と擁壁は1962 (昭和 37) 年の洪水で大部分を欠失する。壕内部には約 50～90cm の土砂が堆積し、



図 28. 山部村分会監的壕の扉金具類の埋め込み跡
(E→W) 2020. 5. 16



図 29. 同上の出入口外面北の銘板 (N→S) 同上



図 30. 同上の出入口内面南の銘板 (N→S) 同上

底面は視認できない (図 24)。

壕の規模は、長さ 13,340mm×幅 2,400mm×高さ 2,680mm で、掩蓋にはほぼ等間隔に並列する大3小2の5つの開口部を持つ(図 25)。開口部の壁面上部には対面する位置に、大に各2か所計4個、小に各1か所計2個の先端が丸型をなす鉄ピンが植え込まれる(図 26)。開口部の大は標的の掲出に用い、小は監的鏡(77 頁)の設置用である。また標的用開口部の壁面両サイドには、概ね 75cm 間隔で3本のボルトを縦列して植え込む(図 27)。これは標的を上下させるための木製支柱2本の固定金具と思われる。また左右の開口部は出入口で、開口部の両サイドに見られる円柱及び角形状の凹みは、扉用金具の埋め込み跡であろう(図 28)。

出入口上部には、縁取りを人造石洗い出しで仕上げたモルタル製の銘板を掲げる。北側の銘板は「射場」の文字が見られ、その上に

欠損するが設置年を、また下に「帝国在郷軍人会山部分会」を刻む(図29)。南側の銘板は著しく欠損して判読が難しいが、北側と同様の記銘だったと考えられる。

出入口内面にも銘板があり、北側には建設委員の分会長・副長らを筆頭に、理事や監事と第1～6班の班長名を刻印する。一方、南側には竣工年、顧問の山部村村長、東京帝国大学北海道演習林と北海道帝国大学第八農場山部派出所主任の名を連ね、また設計が同村役場技手の鈴木重兵衛で、施工は毛内蔵之助と安立要吉と記す(図30)。鈴木は後述する上富良野村分会監的壕も設計した人物で、分会理事を務め、階級は特務曹長だった¹⁶。毛内は石工で、安立は大工である¹⁷。また射場方向・西壁面の銘板には、射撃場設置のために、農地を寄附した増山氏を筆頭として、個人146名、1団体の建設資金、セメント等の寄付者・団体名を掲示する。

床面は確認できないが、堆積土の数地点にピンポールを差し込んで確認した結果、コンクリート舗装と思われ、本来の高さは2,680mmと推定した。

旧射場の隣接地にお住まいの澤田吾一氏(昭和5年生)から、2020(令和2)年5月にお話を伺った。吾一氏のご尊父・澤田幸太郎氏(明治31年生)は、1918(大正7)年に帝国陸軍第七師団歩兵第28連隊第8中隊に入営、上等兵に進級し、1920(大正9)年に下士官適任証書を付与され除隊¹⁸、射撃場の建設当時は分会副長を務めた。

吾一氏は、父に連れられて壕内を見学したことがあり、射撃会の様子を詳細に記憶されていた。

「射撃は在郷軍人や青年学校の若者が農閑期の夏に行い、自宅の庭では銃剣の訓練をし、三八式歩兵銃は山部国民学校で保管した。」「東山の在郷軍人も射撃に参加した。」

「射場の幕舎に記録者がいた。ここでお茶を飲み、休憩もした。腹ばいで伏せ撃ちする2m程度の大きさの盛土(射座)が3個並んでいた。」「壕の出入り口は普段は錠をかけ、上の穴(開口部)は木の蓋で覆った。的を掲げる大きな穴(開口部)の両脇に木柱があって、約1×1間の合板に貼った2枚の的を滑車で上げ下げした。的には1、2、3…と数字が書いてあった。壕の中にも中場所を知らせる人がいて、西側の壁に背中を向けて待機し、小さい穴(開口部)から鏡で射撃の様子を確認していた。」「壕から約100m地点の堤防両側に赤旗を立てて、人が入らないようにした。」などの証言を得た。

また山部東19線在住の宮田照雄氏(昭和6年生)にも同月にお話を伺った。

「増山さんの農地にあった射場に土手(射座)があり、青年学校の人達が射撃の訓練をしていた。」「的に中った場所を先端に白い球のようなものが付いた竹竿で、どこに的中したのか、監的壕にいる人が知らせていた。」

「当時、監的壕に近づくことは許されなかった。」とお話しされた。

当時の新聞記事にも、本射撃場の記載が見られる。図31は、1937(昭和12)年11月1日付けの富良野毎日新聞記事である。記事には、旧射撃場が腐朽のため新射撃場を建設し、これを祝って落成式と射撃大会が開催され、第七師団の少佐や上川連合分会理事等の来賓を招き、地元の国防婦人会や青年団、在郷



図 31. 富良野毎日新聞記事 昭和 12 年 11 月 1 日付

軍人約 400 名が参加したと報じる。また監的壕の構造や用途について解説し、次のように記述される。

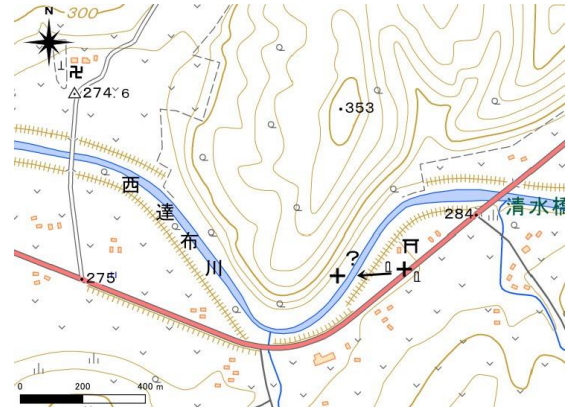
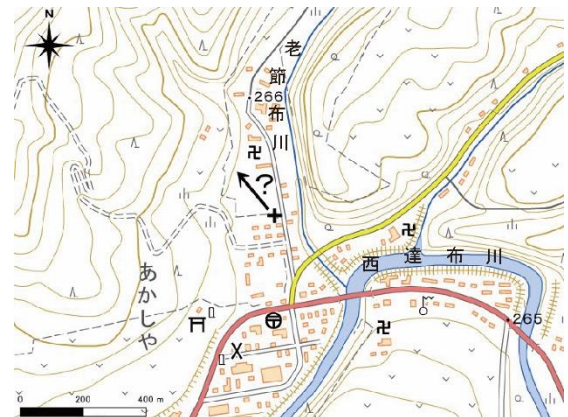
「副内ノリ二米、縦十三米、高サ二米七十、鉄筋コンクリート製にて日常は両方鉄の扉を閉ち上は屋根を掛る様式で格納庫に使用すべく」

すなわち出入口は鉄製の扉で、平時は掩蓋の開口部に屋根を掛けて格納庫として使用したのであった。射撃用具の倉庫を兼用したことが分かり、証言と符合する。また開口部にある鉄ピンは開口部に被せた木製屋根の支えや施錠用と推定されるが、警戒旗の植え立て (77 頁) にも利用されたかもしれない。

前項の下五区例には鉄ピンはないが、同様の構造なので格納庫機能を有したと考えて間違いないだろう。

⑤ 東山地区の小銃射撃場 (図 32～34)

当地区の小銃射撃場は 1924 (大正 13) 年に西達布に設置された記録がある¹⁵⁾。老節布地区にお住まいで、西達布神社向かいの農家に育った宮川ヒデ氏 (大正 11 年生) の記憶

図 32. 旧山部村分会 (東山村分会) 小銃射撃場の位置図
* 国土地理院標準地図を加工図 33. 旧山部村分会 (東山村分会) 小銃射撃場の位置図
* 国土地理院標準地図を加工

では、同神社近くの「広場で東から西に向って撃ち、すぐそばに青年の会館があった。」

「大きな音でとても怖かった。」「射撃が終わると、子どもたちが真似をして遊んでいた。」とお話いただいた (図 32)。

一方、富良野市史は、射撃場が東山神社付近にあったと記す¹⁹⁾。扇町在住の岡崎博一氏 (大正 11 年生) のお話しでは、当人が 12、13 歳頃 (昭和 9、10 年頃)、旧東京帝国大学北海道演習林東山作業所のグラウンドで射撃が行われていたことを記憶していた。

グラウンドから北方向の「お寺 (本慎寺) の方向に撃った。当時は草っ原で何もなかった。」「的は 3 つで (弾着点の点数を) 旗で知らせていた。」「葉莢を拾おうと思ったが、軍

がすべて持ち帰った。」とお話された(図33)。また監的壕は壕を掘り、盛土して造成したものだことも確認できた。しかし射場と監的壕の詳細な位置まではご記憶されていなかった。

東山村分会が独立したのは、山部村から分村した1940(昭和15)年に下り、いずれの談話も旧山部村分会に属した時代の射撃会である。現地で射場や射塚と推測される周辺を調べてみたが、遺構やそれらしき痕跡は発見できなかった。

図34は東山村分会の集合写真である。左手に国旗を掲揚、右下に1m強の赤色と思しき旗が見られ、参集者は一様にスコップを手にする。撮影場所は、背後の地形や樹木等から、東山神社が鎮座する丘陵直下の平坦地で、老節布川右岸に広がる東京大学北海道演習林東山作業所敷地内と推測される。

大きな赤旗は後述する警戒旗(77頁)かもしれない。スコップは監的壕整備に用いたのかもしれない。富良野市史には「現在の東山神社付近にあった射撃場の建設は同分会の最も力をそそいだこと」¹⁹とあり、造成にまつわる写真の可能性もある。

当地区射撃場は、初め西達布神社周辺の広場に設け、後に東山神社の下に移転したのか、



図34. 東山村分会の集合写真 昭和15～19年頃撮影か
* 東大演習林東山作業所か

または併存したのか、詳細は不明である。前項の澤田吾一氏の証言では、東山村分会の在郷軍人は、独立後も山部村分会の射撃場で訓練することもあった。両射撃場の大まかな位置図を図32・33に示した。

(2) 上富良野町内に所在した小銃射撃場 (図35～41)

旧上富良野村の小銃射撃場は、1915(大正4)年に島津農場内に初めて設けられた後、1920(大正9)年に東二線北二十七号の日の出山の麓に移転、1938(昭和13)年には腐朽した木造監的壕をRC造に改修した。その経過は、上富良野町郷土をさぐる会の三原(2019)等に詳しい²⁰。また同会の佐藤輝雄氏は自身の記憶を会誌に思い出話としてまとめている²¹。これら記録による当射撃場の概要は次のとおりである。

上富良野村分会が開催した射撃会は、毎年4月10日に数百名規模の参加者で開催され²²、実弾射撃は空気を切り裂く轟音が響き渡り、終了後には子どもたちが射塚の日の出山斜面で弾頭を探し回ったという。RC造監的壕は、前年設置の富良野町分会と山部村分会の整備事例を視察調査の上、山部村分会の監的壕を設計し、同村役場技手の鈴木重兵衛に依頼・設計された。工事は各地区の割り当て寄付金と町民の特別寄付金による約二千元余りを投じて、分会員や青年学校生徒の労力奉仕も得て完成をみた²⁰。

射場は監的壕から南へ250mほど離れた微高地上の農地にあり(図36)、「スキーのジャンプ台のような」射座から、「3人の射手が横一列に並び、地上に敷かれたテントの上に伏し」「支給された一人当たり5発の実弾」

で射撃が行われ、監的壕では「的の上がり下がり」と旗の合図があった」などの具体的な証言が記載される。また終戦間際の1944(昭和19)年に青年学校の射撃訓練に参加した方の証言では、入営直前の20歳の青年が各人一発射撃を行い、この当時19歳の証言者は「他2名と旗振りの係」を担当したという。射座は、「銃を構える位置が少し高く、人が横ばいになる場所が少し掘ってある構造」だったと記録する。

射撃場位置図を図35に、現況写真を図36～40、監的壕の平面・立面・断面図を図41に示した。監的壕は山部村分会の例と瓜二つである。前面の盛土と後背斜面の埋め戻し土は、人頭大の川原石をコンクリートの練積みで積み上げた擁壁で支持する(図38)。断面形は清水のE類に該当する。

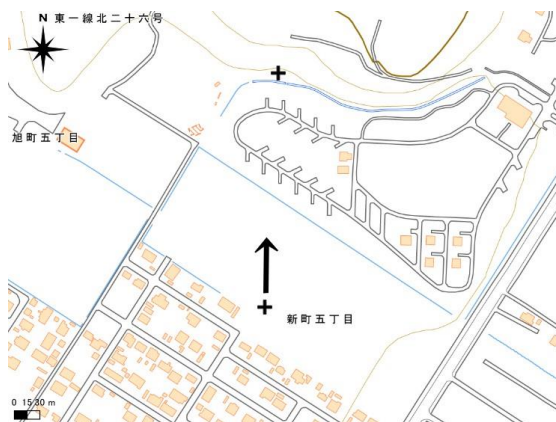


図35. 上富良野村分会小銃射撃場の位置図
* 国土地理院標準地図を加工



図36. 同上の射撃跡地(SE→NW) 2021年7月19日
* 微高地の先端部に射座を設けた



図37. 日の出公園内に現存する上富良野村分会監的壕(W→E) 2021年7月19日



図38. 上富良野村分会監的壕の東側出入口と練積み擁壁(SE→NW) 同上



図39. 同上・内部と柱状のバットレス(W→E) 同上
* 右壁面に塗り潰された銘板



図40. 同上・監的鏡用開口部の鉄ピン(S→N) 同上
* 上蓋の鉄製屋根は近年の整備

R C造の壕は長さ 13,660mm×幅 2,400mm ×高さ 2,190mm で、掩蓋にはほぼ等間隔に大 3小2の5つの開口部を設け、壕内中央部の 壁面に后背斜面と盛土の土圧から躯体を守るための柱状のバットレスを各2か所設備する(図39)。大きな開口部は標的用の、小

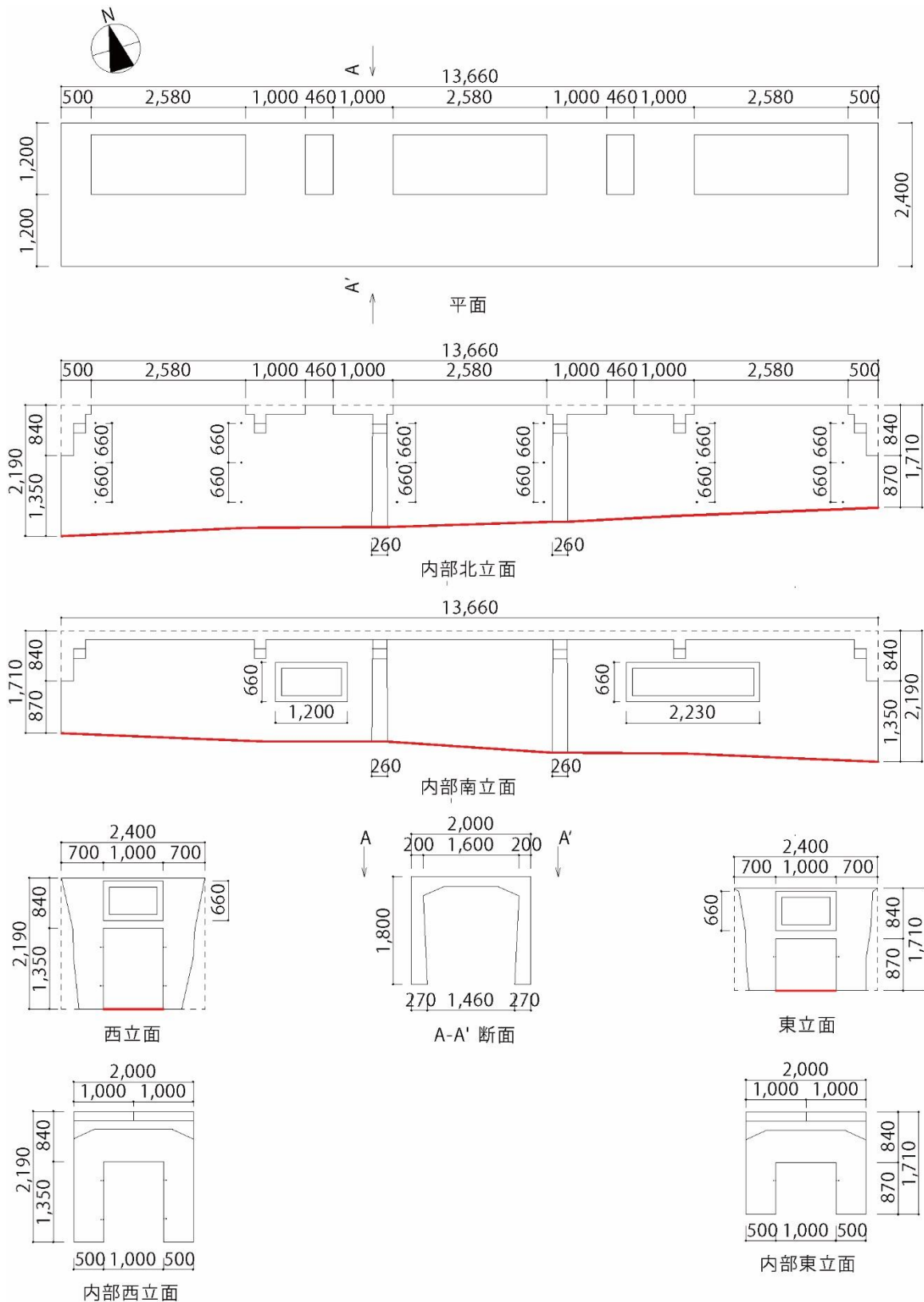


図41. 上富良野村分会小銃射撃場監的壕の実測図

型の例は、監的鏡設置用の開口部である。標的開口部の北壁両端に、3本のボルトを660mm間隔で縦列して植え込む。標的を上下させるために用いた木製支柱2本の固定金具だろう。下五区、山部の事例と同様に、射撃用具の格納庫機能も有する監的壕で、各開口部の上部に屋根の施錠用と推定される先端丸型の鉄ピンを植え込む(図40)。

東西に出入口を持つが、扉は欠失する。外側の入口上部と南の内壁にはモルタル製の銘板を持つ。北側は入り口前に落下し、南側と内壁の銘板はモルタルで塗り潰す(図39)。おそらく山部の監的壕のように、建設委員や寄付者等の記銘があったはずだが、戦後塗り潰されたのであろう。

壕内は土で埋め固められたのか東から西に傾斜し、床面が視認できない。おそらく底面はコンクリート舗装と推測される。

現在、壕内は日の出公園の遊歩道の通路として活用され、小銃射撃場に関する解説板もあり見学できる。落石・落下防止のため、上面開口部は鉄板屋根で覆う。

(3) 中富良野町内に所在した小銃射撃場

旧中富良野村の小銃射撃場は、1924(大正13)年に新田中地区に初めて設置され、1934(昭和9)年に旭中地区の東十線北十号に移転、1936(昭和11)年には福原地区の西一線北十二号に転じ、最後には「施設も完備」されて「北星山の山中に落ち着いた」と記録される²³⁾。

北星山の設置年が不明だが、下五区や山部、上富良野と同時期と推測され、RC造監的壕が整備された可能性もある。北星山周辺の寺社等に問い合わせ、地域の記念誌等も調べて

みたが、発見できなかった。「山中」の表現から、谷や尾根などの立地が予想される。

(4) 南富良野町内に所在した小銃射撃場(図42・43)

旧南富良野村の分会は、同村分会と同金山分会で構成し、大正期から射撃会を行った²⁴⁾。同町元職員の山名賢一氏にご教示いただいた射撃場の推定位置を図42・43に示す。

南富良野村分会では、1924(大正13)年に同村幾寅で射撃を実施した記録があり、根室本線の南側に位置する内藤地区の会館付近の射場から、南富良野神社後背の川戸山西斜面に向かって発射したという。会館建物は現存するが空き家で、敷地内に1940(昭和15)年建立の同地区農地解放記念碑や馬頭観音が設置されている。

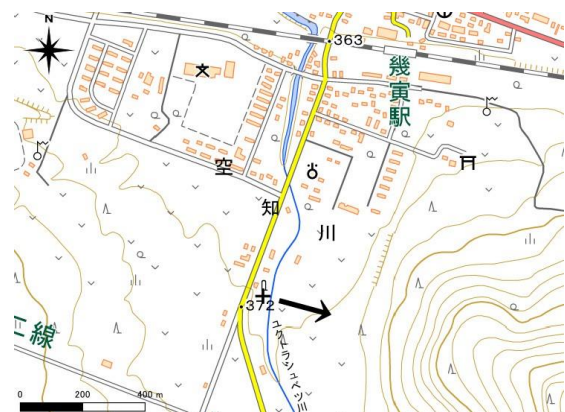


図42. 南富良野村分会の小銃射撃場位置図
* 国土地理院標準地図を加工

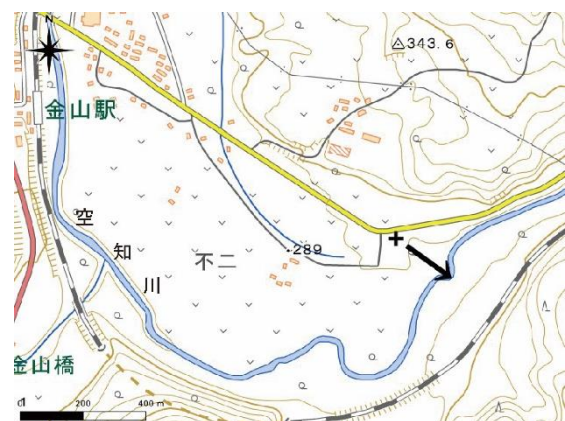


図43. 南富良野村金山分会の小銃射撃場位置図
* 国土地理院標準地図を加工

一方、同金山分会では、南富良野村分会から分離独立した1915（大正4）年に、富士製紙（株）金山工場（昭和5年まで操業）の水門付近から東方向の山に向かって、初めて射撃訓練を行った。これは「第七師団管下では初めて」の在郷軍人会による実弾射撃訓練だったという。大正期以降も射撃会は実施されたと思われるが、他の記録は確認できなかった。

（5）占冠村内に所在した小銃射撃場

占冠村分会が初めて射撃大会を実施したのは、1937（昭和12）年であった。射撃場は、その前年に訓練に支障があるとして、中央地区で約10町歩、トマム地区で約5町歩の土地払下げを受けて設置した²⁵。したがって2地区に射撃場があったのかもしれないが、詳細は不明である。翌年5月7日にも射撃大会を開催し、各班別の対抗射撃等が行われた²⁶。1944（昭和19）年には射撃場の修理を行っており、定期的な射撃会の開催が予想できる。以上の記録は確認できたが、射撃場の位置や構造等は明らかにできなかった。

5. 分会による小銃射撃場設置の経緯

前項では、当地方の分会が設置した小銃射撃場の調査結果を記した。次には、こうした帝国在郷軍人会の基礎単位組織である農村部の分会に至るまで、小銃射撃場という軍事教育施設を設ける必要がいかんにして生じたのか、その経緯を以下に整理する。

1910（明治43）年に発会した帝国在郷軍人会は、規約に11項目の事業を定め、機関紙『戦友』等の発行、招魂祭、会員の疾病者や寡婦と孤児救助・救護、軍事懇話会、撃剣会、射撃会等を列挙した。本稿で取り上げる射撃会は、同会の出願を受け、発会翌年の1911

（明治44）年に陸軍省通牒²⁷（通告文書）で決裁認可され、以後、本通牒に基づいて分会の射撃会や後の学校教練等が運用された。

通牒の内容は、各師団長及び兵器支廠長に対する軍内指令文書と在郷軍人会会長宛ての通告文書からなる。前者の文書には、実施条件を整理して次のように指令された。①軍の射撃場と用具を軍隊訓練に妨げのない範囲で貸与すること、②軍備の歩兵銃30挺以内を貸与すること、③銃破損時の費用は支部や分会の負担とすること、④銃使用時に軍から将校や下士官を派遣監視し必要の指示をすること、⑤弾薬払い下げは10発/名以内で最寄り軍隊に願い出て終了後の精算払いとすること、⑥危険予防のために弾薬出納は軍係官に任せること、⑦射撃場の取締りと危険予防のため軍は必要な指示と補助を行うが、射撃は分会が主催することと、以上7項目で指令し、軍の監視と一定の補助を命じた。

射撃会は、在郷軍人に人気の事業だったが、上記のとおり、軍の関与は間接的で実費負担もあり、射撃場も未整備だったので、発会当時はそれほど広まらなかった²⁸。

その後、大正デモクラシーによる世相の変化や第一次世界大戦終結後の軍縮等の煽りを受けて、軍内では国民の軍事訓練体系と総動員体制の確立を求める風潮が次第に強まり²⁹、1925（大正14）年には中等学校以上の学校に学校教練を導入、翌年には小学校修了の青年を対象とする青年訓練所を設置し、いずれの教練においても射撃がその要目に加えられた。これと歩調を合わせて、1925（大正14）年に帝国在郷軍人会規約の改正が行われ、同会事業の中に青年訓練所の訓練補助

と指導・協力を位置付けた³⁰。さらに 1937（昭和 12）年に日中戦争が火蓋を切ると、現役兵に追加して、同会会員の予備役、後備兵役の大量動員で事足りず、補充兵も動員される事態となり、入営経歴のない補充兵の軍事教育も同会の重点事業に位置づけられることとなった³¹。このように急展開する情勢の中、大正末期から日中戦争前後にかけて、在郷軍人会はその役割がより明確化されて、銃後における軍事教育も担うこととなり、次第に各分会単位で小銃射撃場を整備する必然性が増していったと考えられる。

一方、射撃会で使用した三十年式や三八式等の小銃に関しては、先述の陸軍省通牒で、最寄り軍隊に備え付けの 30 挺以内を貸与すると定めたが、分会の要請に応じて実費負担で銃が払い下げられた。また弾薬も同じく最寄り軍隊を経た払い下げ扱いで、兵器支廠（後に兵器補給廠と改称）の予備弾薬で立て替えられ、窓口となった軍隊は後に兵器支廠からこの分の補充を受ける形とし、また残弾や薬莖は最寄り軍隊に返納し、各地の兵器支廠に納付することと規定された^{27・32}。

こうした銃器類の払い下げ願いは、青年訓練所の設置以降に激増し、前後の希望数を比較すると、1916（大正 5）年は全国総数 3,282 挺³³、1917（大正 6）年 1,796 挺³⁴であったが、設置後の 1927（昭和 2）年は 26,165 挺³⁵に跳ね上がる。同年に帝国在郷軍人会会長一戸兵衛が陸軍大臣に宛てた銃の払い下げ数量増加を要望する上申書には、次のように記される³⁶。

「青年訓練開始ニ伴ヒ射撃場ノ設置数増加シ来リ 従テ分会ノ兵器ノ需要増大シ 従

来ノ年度払下銃数千五、六百挺ナルニ拘ラズ 昭和二年ニオケル申込ハ一支部ニテモ一千挺以上ニ達スルモノアリテ希望ノ一部ヲ充タスニ過ギザル状態」

すなわち青年訓練所の設置を契機に、射撃場が各地で建設されて、分会等の銃の払い下げ希望数が急増し、在郷軍人会支部では千挺以上の要望数に達する例もあるが、銃の年間払い下げ数に制限があり、全く要望に満たない状態だという。文書の裏書には、善処はするが困難といった趣旨の陸軍省銃砲課の率直な意見が付され、当時の逼迫した状況が伺える。いずれにしても、本上申書は青年訓練所の設置によって、全国の分会が必要に迫られ、小銃射撃場が一斉に建設され始めた状況を明確に示すものである。これは小銃射撃場の設置時期が、昭和戦前期に集中するという清水の調査結果を裏付けるものであり、富良野地方の事例も同調する。

ところで、こうした射撃場の建設には、当然ながら建設資金を要したが、分会には豊富な資金力はなかったため³⁷、先述した富良野地方の例のように、自治体と協力して会員や地域から割当制で半ば強制的に寄付金を集める、会員の奉仕活動等で資金を稼ぐ、自治体の補助金を充当するなどして建設資金を賄った。清水が調べたケースでも、寄付金による建設例が見られる。

表 2 は昭和初期の資料で、上富良野村分会の昭和 3 年度分会経費収支決算書である³⁸。収入額は、基本財産として所有する田畑の貸地料等の繰入金を筆頭に、寄付金、会費、雑収入と続き、そのほか国庫補助金である。また表に記載されないが、1915（大正 4）年に

表2. 昭和3年度上富良野村分会収支決算書

収入		支出	
科目	金額(円)	科目	金額
会費	161.500	事務所費	24.000
寄付金	233.480	総会費	33.870
財産収入 繰入金	248.940	旭ノ光頒布費	159.600
雑収入	156.600	射撃会費	78.300
国庫補助金	27.550	連合分会負担金	49.000
		印刷物頒布費	17.000
		戦友代	1.200
		弔慰金	4.000
		招魂祭費	165.560
		徴兵検査其他 旅費	8.920
		通信費	1.630
		軍人会館寄付金	41.000
		銃器払下代	15.000
		美深町分会 義損金	50.000
		大禮参列費	50.000
		御大禮記念 軍旗額寄附費	16.190
		壮丁教育費	98.000
		徽章代	14.800
合計	828.070		828.070

下賜された³⁹と思われる恩賜基本金(御下賜金)20数円を貯金として有した。貸地の田畑は寄付によるものと考えられ、収入のほとんどが地域の寄付金で構成されていることが分かる。会員の年会費は分会で大正2年に規定され、将校が1円、下士官80銭、兵卒50銭であった。占冠村分会も同額で定められ⁴⁰、当金額が通例だったと思われる。会費と呼称するが、強制加入による分会の性格上、毎年定額寄附金と捉えることもできるだろう。

一方、支出項目は、分会の主要事業の一つであった招魂祭費が最高額で、帝国在郷軍人会旭川支部発行の雑誌頒布費、青少年の壮丁教育費、射撃会費が高額出費の項目として並び、そのほか事務経費等が計上報告される。このように分会収入は、寄付金と補助金に依存し、支出は事務経費から建設費、招魂祭や射撃会などの事業費、青少年の教育費に至るまで、寄付金を主体に賄われており、分会の

実態が理解できる。

前後するが、在郷軍人会規約第28条の分会の資産及び会計では次に規定される⁴¹。

二 連合支部以下各団体所属ノ財産

(一) 御下賜金

(二) 連合支部以下各団体所有ニ属スル財産及其ノ財産並事業ヨリ生ズル収入

(三) 連合支部以下各団体ノ受ケタル補助金、寄付ニ係ル動産及不動産、直属系統ノ団体ヨリノ拠出金並分会ニ在リテハ会員ヨリ拠出シタル会費

本規約を読むと、上富良野村分会の収入は、ここに規定のとおり構成されていることが理解でき、当然ながら、すべての分会が本規約に従って運営されたのである。したがって、小銃射撃場の建設費用や射撃会費は、いずれの分会においても、寄付金や補助金で建設、開催されたと考えてよいだろう。

6. 小銃射撃場と射撃会の実態とは

ここまで見てきた小銃による実弾射撃場とは、本来、軍の訓練施設として整備されるものであり、その構造や設備、訓練等の実態を知るには、帝国陸軍関連の資料を確認しなければならない。前章で紹介した在郷軍人会の射撃会施行に関する陸軍省通牒によれば、射撃会の主催はあくまでも分会とするが、軍はこれを監視・必要の指示・相当の補助を行うと軍内に指令した。したがって射撃会に主体的に関与はしないものの、軍の監視下にあったのであり、軍の規定や教範等のテキストに基づいて、射撃場の設置、射撃会の運営が行われたと考えるべきである。

本章では、帝国陸軍の資料と分会の監制的壕の事例を比較検証し、分会の小銃射撃場及び

射撃会が陸軍の規定や教範等に基づいて、整備・実施されたことを考察する。

なお陸軍の射撃教育では、「予習射撃」による伏射等の基本的な射撃要領と銃の特性の知得に始まり、次に様々な地形や諸種の目標物等を用いた各射撃姿勢による「実習射撃」を体得、最終的に戦闘射撃を習得することを目的とした⁴²。このうち分会の小銃射撃場における射撃会及び教練とは、会員と未教育者の反復練習や体験といった、主に予習射撃の範疇にあったと考えられる。

次には分会の射撃場が、陸軍の建築規程を参考に設計されたことを検証する。

（1）帝国陸軍と分会の小銃射撃場

1940（昭和15）年の陸軍省建築担任経理官と建築技術官の会議書類綴り「陸軍建築事務規程附録（陸軍建築設計要領改正案）」⁴³（以下、建築事務規程）には、軍事教育施設の一つに射撃場を挙げ、通則、射距離、標準平面、標的、地盤、射場、射壕、側堤監的壕、附属設備等に区分して解説し、青焼きの「射撃場附図」15点を添付する。すなわち、軍では建築物の建築設計基準要領が定められており、綴りはその改正文書である。

本資料は、公開画像が不鮮明な部分があるため、次には判読可能な範囲で紹介する。まず通則と地盤の記述である。

【通則】

「危険防止並経費節約ノ為メ谷地ヲ選ヒ高地脚ニ射壕ヲ設ケ得ルカ如キ地形ヲ可トス 此如キ地形ニ於テハ高地ノ頂界線迄ヲ射撃場ニ編入ス 射方向ハ南ヨリ北ニ向フヲ理想トス」

【地盤】

「射撃場縦方向ノ傾斜ハ銃口ト標的中心

トハ水平ヲ理想トシ百五十分ノ一以下ヲ可トスルモ 已ムヲ得サル場合ニハ七十分ノ一迄ト為スコトヲ得」

要約すると、設置にあたっては、安全と経費節減のため、谷あいの土地で高い山や丘等の麓を射壕とし得る場所を選び、危険予防のため、尾根の範囲までを射撃場内として管理すること、また射撃方向は北に向かって行のが望ましく、縦方向の傾斜は銃口と標的中心の水平が理想という。

富良野地方の小銃射撃場を概観すると、いずれも記述の要点が配慮されており、また清水の収集事例も概ね同様と思われる。ただし射撃方向は地形に左右されるので、必ずしも北は向かない。

次は射場に関する規定である。

【射場】

- ・設備標準「附図第二及至第六ニ抛リ距離ノ基点ハ標的枠ノ中心トス」
- 「発射台ハ各種姿勢ニ応ズルモノトシ長幅三米トス」
- ・射庭「監的壕、防弾垣ノ前方ハ通常三十分ノ一ノ下リ傾斜ヲ以テ射庭ヲ低下ス」
- ・植立孔「各発射場ニハ標的ノ中間毎ニ記号板植立孔ヲ設ク」
- ・標杭「各発射場ノ両側ニハ五十米及毎百米ノ標杭ヲ設ク」

発射台は射座のことだが3×3mを標準とし、射庭は監的壕と周囲の防弾垣よりも傾斜1/30をもって低くすること、各中間には記号板を植え立てる孔を設けること、射場の両側に50m、100mおきに標杭を設置するとある。また設備標準では、附図第二の射撃場横断面

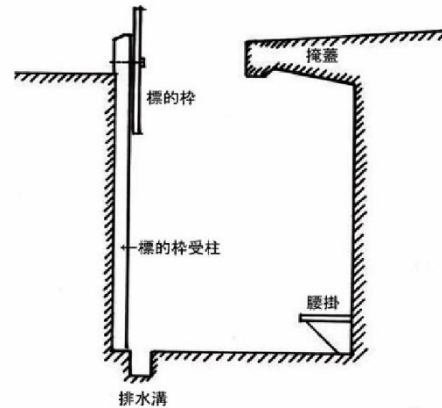
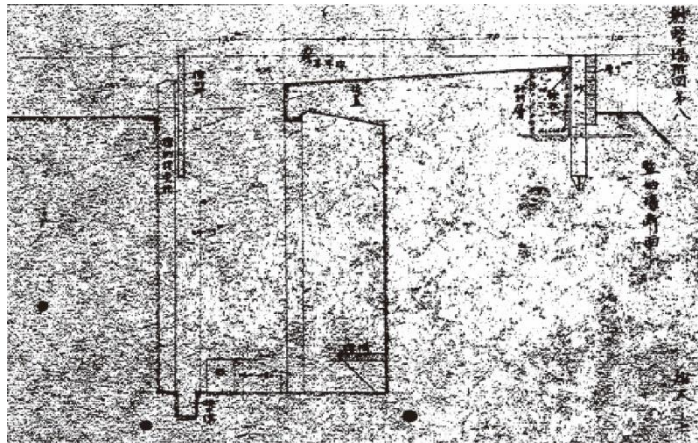


図 44. 射撃場附図第八 監的壕断面(左)と本断面の堀内(2017)による部分トレース図(右)

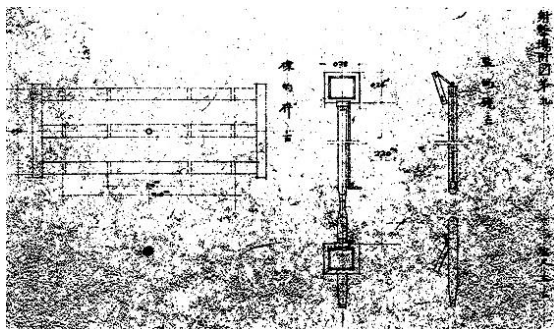


図 45. 射撃場附図第九 監視鏡(右) 標的枠(左)

図、同第六の普通三百米射撃場で設計基準を明示するが、画像が不鮮明なのでここには掲載しない。

また次に紹介するのは、標的と監的壕の項目である。附図第八「監的壕断面」⁴⁴と同第九「監視鏡 標的枠」⁴⁵を図 44・45 に示す。残念ながら画像の文字が不鮮明な部分があり、読み取り可能でここで関連する部分のみ紹介する。

【標的】

- ・「相隣接スル標的ハ射撃中ニアリテモ監的壕内ニ於テ安全ニ着脱シ得ル如ク為ス」
- ・間隔：「回転式、操出式共ニ各標的の中心間隔ハ四？五？米 両端ニハ七米ノ余地ヲ存セシム 但シ已ムヲ得サル場合ニハ両端余地五米迄縮小スルコトヲ得」
- ・標的枠：「幅一米及二米ノ標的ヲ植立シ

得ル如ク為ス（附図第九）」

- ・標的架：「高サハ標的枠（標的枠受軸）ニ弾丸ノ命中セサル如ク加工シ 且標的ノ着脱旋回（操出）及着弾ノ調整等ヲ容易ナラシムル如ク設備ス（附図第八）」

【監的壕】

- ・掩蓋：「鉄筋コンクリート造トシ上部ハ被覆土厚三十糎トシ排水ノ為適当ノ傾斜ヲ付ス」
- ・「壕内床ハ成ルベク舗装トシ排水ヲ完全ナラシム」
- ・「壕内ニハ監視鏡台、監視の手用腰掛、梯子尚所要ニ応ジ電話回線ノ設備ヲ為ス」
- ・監視鏡：「監視鏡ハ複監視鏡トス（附図第九）」「監視鏡台ハ標的枠間ノ中央ニ設ケ標的の二的ニ対シ鏡台一個ヲ設ク」

まず標的について要約する。標的は射撃の実施中であっても、壕内で安全に脱着できるようにせよとする。すなわち標的を掲出する一方で、壕内では標的を交代あるいは交換できるように準備することを意味する。その具体的な手段が次項記載の「回転式」「操出式」で、標的の掲出・交代方法には2方式があると規定する。このうち回転式の場合は、幅1

m ないし 2m の標的を図 45・左の標的枠に取り付けて、さらに標的架（標的枠受軸（柱））に標的枠をはめ込んで、標的を植え立てしたような直立状態を求める。標的の間隔は、文字が不鮮明で正確ではないが「四米」ないし「五米」と読み、標的中心から 4、5m 間隔で置き、両端に 5～7m の余地を設けた。

次は監的壕である。監的壕の上面を覆う掩蓋は RC 造として、その上には被覆土を 30cm 被せ、排水のために適当に傾斜をつけよとする。壕内床はできるだけコンクリート舗装として排水には完全を来す。また壕内には、監的鏡台、監的手（73 頁）用の腰掛、梯子、必要に応じて電話回線を設備し、このうち監的鏡台は、各標的枠の中間へ 2 的につき 1 台設置、監的鏡は図 45 の複監的鏡（77 頁）を用いると規定する。

以上のように、陸軍が設備する小銃射撃場ほか建築物の設計基準は、1940（昭和 15）に建築事務規程で改正されたのであった。

さて図 44 の監的壕断面だが、建築事務規程のとおり、RC 造の監的壕で掩蓋は、若干内傾して排水に考慮され、床は舗装で排水溝を整備、掩蓋直下に腰掛を描写し、標的架に標的枠が取り付けられる。本図も判読が難しく、堀内（2017）のトレース図も右隣に引用・掲載する⁴⁶。同氏の記載によれば、監的壕の深さは 2.7～2.9m、幅 2.2m、掩蓋は 1m の張り出しで、排水溝の深さは 25cm である。この断面図は、清水 E 類の RC 造掩蓋付き監的壕とほぼ同一と言ってよいものである。

一方、図 46 は絵葉書の複製写真⁴⁷で、現在の滋賀県近江八幡市北之庄町に所在した八幡町分会小銃射撃場監的壕である。本例



図 46. 八幡町分会の監的壕絵葉書

* 滋賀県近江八幡市立図書館所蔵・提供

も清水 E タイプで、2 個の標的を持つ木製標的枠が標的架に取り付けられ、壕内に 4 基並列する。標的枠を回転させて標的を掲出・交換する「回転式」であり、標的枠間に監的鏡を認める。床は舗装で、標的架下の壁面沿いに排水溝を整備し、左手の掩蓋直下には、壁面に沿って腰掛を並べる。

図 44・45 と本写真を比較すると、八幡町分会の監的壕は極似し、附図を手本に設計されたような監的壕といえる。本例は 1942（昭和 17）年建造で、建築事務規程改正後の設置であり、おそらく間違いないだろう。また清水（2016）の埼玉県飯野市に所在する飯野町分会小銃射撃場監的壕も本タイプで、1941（同 16）年建造である⁴⁸。陸軍の建築事務規定は、軍の施設整備に関する規定文書だが、軍の指導・助言を受け、分会の小銃射撃場建

設でも援用されたことが理解できる。

次に、4節で紹介した富良野地方のRC造監的壕と図44の監的壕断面も比較してみたい。当地方の事例も基本的な構造は同様であり、規模はその規定数値よりも若干縮小サイズだが概ね近似する。

全体の構造が、比較的明瞭な下五区の監的壕を例に挙げると、本例の床面は舗装で排水溝があり、射場方向の掩蓋直下に腰掛に関連すると思われるボルトが並列する。排水溝の深さは規定25cmで、下五区例は28cmだが誤差の範囲である。ただし標的間隔や両サイド余地の長さが異なり、規定よりもギュッと縮めて設計されたように見える。

このような共通点を有する一方で、富良野地方の事例と図44や八幡町分会、飯野町分会の監的壕では、掩蓋の形状が大きく異なる。これは当地方の例が、射撃用具の格納庫を兼用したことによるが、この差異は標的の掲出・交代の手法にも自ずと違いを生じさせる。図46の写真から分かるように、八幡町分会の監的壕は、上面を長軸方向へスリット状に開口させて、標的枠を回転させるが、富良野の事例は開口部が個別で狭小なため、回転式は設置できない。

4章の調査報告で、話者らは「的が回転していた」とは言わず、「的が上下していた」と証言した。また山部の調査では、標的用開口部の両端に木製支柱を設置し、この支柱間に2個の標的を配置して滑車で上下させたと標的の動作に関する具体的な証言を得た。先に説明したように標的の掲出・交代方法には、回転式と操出式があることを確認したが、証言内容はもう一方の操出式の動作に該当

するものと考えられる。すなわち当地方のRC造監的壕は、操出式を採用したタイプであり、標的の一つを壕外に操り出す一方で、もう一方の標的を繰り下げて、壕内で修理・交換したのだろう。回転式と操出式では手法は異なるが、射撃中であっても壕内で安全に標的を脱着・準備するという規定の作業内容は同じである。建築事務規程改正文書に操出式の図面は見られなかったが、本方式も陸軍の規定方式であることを確認した。

図47は東京都東村山市にあった北多摩連合分会の小銃射撃場監的壕の絵葉書である⁴⁹。本例は現存しない。壕内から3本の角材が直立しこれを横木で繋ぎ、この背後から板に張り付けた標的をロープで繰り出しているようにも見える。操出式の詳細な構造を把握できてないので、はっきりとは言えないが、本方式の一例かもしれない。今後の参考までに紹介した。

ここまでに述べた点を整理すると、分会の小銃射撃場は、軍の建築設計要領に基づく軍の間接的な指導・助言あるいは本要領の情報提供により、建設されたと考えられるだろう。こうした指導・助言を受けて、分会の指導的立場にある会員が中心となり、町村役場と連携して、分会の小銃射撃場は設計・建造されたに違いない。



図47. 北多摩連合分会の監的壕絵葉書
(東京都東村山市) *画像提供：清水啓介氏

ただし、分会と軍の射撃場では、自ずと規模や予算が大きく異なるので、建築事務規程における射撃場の規定内容をすべて採用したわけではない。設置場所の立地、分会の規模、予算などの諸条件により、監的壕の種別や様式が選択され、基本的な射撃教練の実施と安全運用のバランスを考慮した整備内容になったことだろう。

本節では、1940（昭和15）年以降におけるRC造監的壕の建築設計要領を示すに留まり、また木造や石積みによる監的壕の建築規定は確認できなかった。おそらく、かなり以前の改正前の建築設計要領で定められていたはずで、同様に軍の必要な指導・助言や必要の補助を受けて、造成されたと考えられる。

（2）小銃射撃場における任務

帝国陸軍教育総監部による『小銃、軽機関銃、拳銃射撃教範』と『諸兵射撃教範第四部』（以下、教範）には、小銃射撃場で勤務する

者の具体的な任務と手順が詳述される^{50・51}。

その記載内容を整理して、表3に、標的3個設置を想定した射撃場における各勤務者の任務と所要人数を記載した。これを図化したのが2章で紹介した図2である。これらは、帝国陸軍の小銃射撃訓練の概要を整理したものだが、分会の射撃会は軍の間接的な監視・指導下にあり、軍事教練の一環であることから、同会主催の射撃会においても、基本的には軍の教範に則って実施されたと考えるべきであろう。

上記教範によれば、軍の射撃訓練の統括責任は中隊長が担い、全体の指揮者は中隊の兵器掛将校がその任に就いた。将校とは少尉以上の階級の者を指す。将校は通常、射撃訓練において監視者の役割も担ったが、兵器掛将校よりも古参の将校がいる場合には、この者が監視者に命じられた。同将校は射撃場の設備や各掛員の分担指示、所要材料の確認、弾

表3. 小銃射撃場における勤務者の配置と勤務内容一覧 *帝国陸軍教育総監部（1929）、同（1939）より作成

No.	分 担	勤 務 者	人 数	配置場所	勤務の具体的な内容
1	兵器掛将校	尉官	1名	射場	設備確認、勤務者の分担命令、弾薬交付と薬莢受領、射撃成績原簿の整理、射手の班分け、終了後の整理・修理指示
2	監視者	尉官・准士官 or 下士官	3名	射場 射手の傍	射手への教育、危険予防の管理、射撃手簿の点検と可否の決定、銃の点検、射撃開始と中止の号令、射撃の試射
3	監視者助手 (記号板手)	兵	3名	射場	記号板の操作(監的壕への射撃の開始と中止の連絡、標的回転や弾著再示の要求)
4	監視者助手 (記点手)	兵	3名	射場 監視者の傍	射撃手簿の記録(命中成績と摘要欄の記入)
5	監視者伝令	兵	1名	射場	監的壕との連絡など
6	交代掛	下士官 or 上等兵	若干名	射場	射撃手簿の徴収と監視者への手渡し、射手のグループ作成と射撃順序の決定、射手の誘導、射撃前後の銃口と弾倉等の検査、弾薬掛から弾薬受領と射手分配
7	弾薬掛長	下士官 or 上等兵	1名	射場	弾薬置き場の設置、兵器掛将校より弾薬受領、交代掛への弾薬交付、交代掛からの薬莢受領
8	弾薬掛助手	兵	若干名	射場	同上
9	警戒掛	兵	若干名	射撃区域内	射撃区域内の注視、警戒旗(赤旗)の所定位置への植え立て
10	監的監視官	尉官・准士官 or 下士官	1名	監的壕内	監的壕全般の取締り、危険予防、監的勤務員の動作監視、射撃中止の要求
11	監的長	下士官 or 上等兵	1名	監的壕内	監的手の指揮、命中成績の報告、監的鏡による射場の記号確認、監的監視官への射撃中止報告
12	監的手 (記号手)	兵	1名/的	監的壕内	示点竿または号旗で命中点数を標示、示点竿で弾著の標示、標的前の警戒旗植え立て・倒伏、警戒旗による射場との連絡 *示点竿手とも呼称
13	監的手 (治療手)	兵	1名/的	監的壕内	標的の操作、弾痕の修理
合 計			23名程度(射場15名以上、監的壕8名程度)		

薬交付と残弾・薬莢の点検受領、書類の携行、射撃手簿の整理、射手の班分け、射撃終了後の整理と補修指示など全般の指示・管理を行った。分会の射撃会でも、主に将校あるいは下士官のうち、指導的立場にある会員が、この役割を担ったと考えられる。

以下には、表2と図2に整理した小銃射撃場における勤務内容と勤務者を上位の者から説明する。

監視者は発射地点ごとに1名配置し、射手の教育、射撃結果による合否決定、射撃開始と中止の号令などを担い、中尉以上の尉官あるいはその下位の准士官（准尉）がいなかった場合には、下士官がその任にあたった。下士官とは、准士官の下位にある曹長、軍曹、伍長である。

また監的壕内には、監視者と同等階級の指示責任者である監的監視官を配置し、危険予防と部下の動作監視、射撃中止の要求等を行った。射場で射手を誘導する交代掛、弾薬と薬莢の授受等の勤務にあたった弾薬掛長、監的壕内で射場との連絡確認等を行った監的長には、下士官ないし上等兵を充てた。上等兵とは、一等兵と二等兵の上位に位置する階級である。

その他の任務は、いわば射場と監的壕における作業員や記録員、連絡員であって、一等兵・二等兵といった下級の兵が実務を担当した。具体的には、監視者や各掛の長の指示に従い、射場と監的壕間の連絡用の板や旗を振る、弾著を示す、標的を入れ替えて補修・設置する、点数を記録、射場と監的壕間の連絡を行う、射撃場区域の警戒予防にあたる等である。射場には、各監視者につき監視者助手

の記号板手と記点手を各1名、監視者伝令1名、弾薬掛助手若干名を置き、監的壕には、監的手の記号手と治痕手を1的あたり各1名ずつ配置し、射撃区域内では警戒掛に注視させた。

以上が、陸軍の小銃射撃場における勤務者の配置である。分会の射撃会においても、基本的に階級に応じて上記勤務者が配置されたと考えられる。全要員の配置が可能であったか定かではないが、各掛員も射撃を行うはずで、会員や青年らが交代で対応したに違いない。人員配置は、射撃場や分会の規模、参加人数に左右されることであり、ある程度柔軟に対応されたことが予想できる。

（3）小銃射撃場の射撃用具

次には、訓練で用いた射撃用具を写真と帝国陸軍の射撃教範から説明する。

図48は、図17を分割して拡大した布礼別地区の射撃会の記念写真で、1934年（昭和7）～1942（昭和17）頃の撮影である。

写真には、陸軍省教育総監部が編纂した1910（明治43）年の『歩兵射撃教範』（以下、歩兵教範）の附図（図49）⁵²、また1929（昭和4）年の『小銃、軽機関銃、拳銃射撃教範』（以下、小銃教範）、1939（昭和14）年の『諸兵射撃教範第四部』（以下、諸兵教範）の附図（図50）⁵³に記載の基本的な射撃用具が確認できる。

小銃射撃場の射撃用具を具体的に説明するために都合が良いので、以下には本写真に写っている①～⑥の用具について、上記教範を用いて順に説明する。なお歩兵教範は、後の教範に改正される以前のテキストで、後者と記載内容に異なる点が多々あり、解説も粗

めである。布礼別の写真は昭和期の撮影であることから、記述が食い違う場合は、諸兵教範と小銃教範の解説を優先して説明する。

① 「圈的」

監的壕に設置した小銃射撃に用いた標的である。図 49 附図第二の標的で、歩兵教範の解説では、高さ 1.65m 幅 1m の板に 5cm

間隔で外から 1～10 番の同心円を描き、8 番と 9 番は黒く塗り潰し、10～8 番を「黒環」と呼称する。また中央に 6cm 幅の黒線を垂直に描き、各円と接線や黒色の 8 番・9 番との接線は白色で示す⁵⁴。図 46・47 にもこの標的が見られ、筆者の聞き取りでもこの標的の利用が想定された。おそらく分会の小銃射

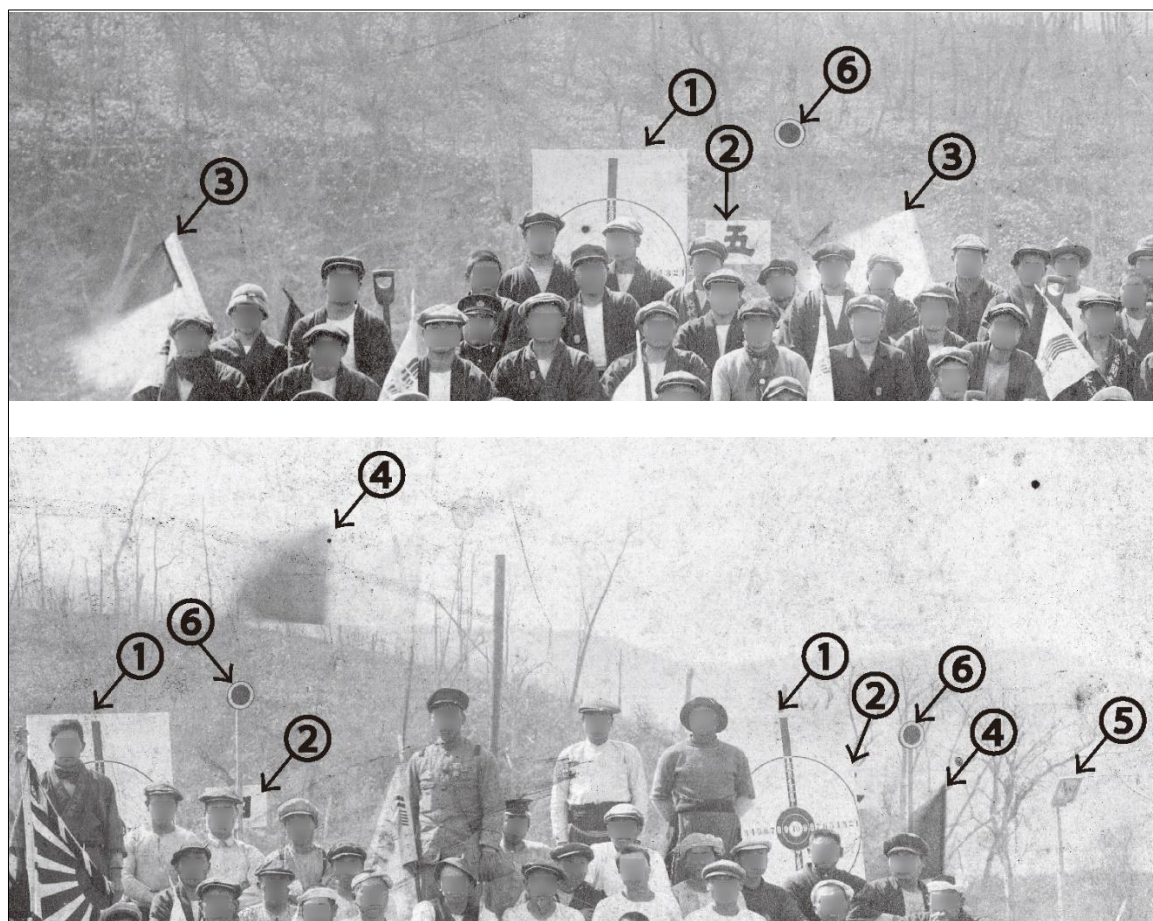


図 48. 布礼別地区の小銃射撃場における射撃大会で使用された射撃用具(上下とも図 17 の分割拡大)

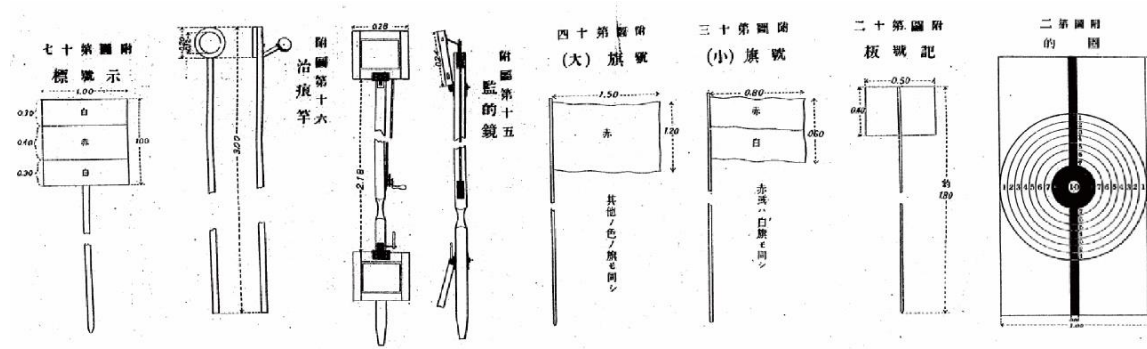


図 49. 『歩兵射撃教範』の射撃用具附図

撃場では本例が多用されたのであろう。監的壕で勤務する監的手のうちの一人、治痕手がこれを取り扱う。なお小銃教範には方眼に円形標的を描く例もある。

② 「記号板」

図 49 の附図第十二及び図 50 の同第二十二に示した用具で、射撃開始と中止を連絡する際に用いた。第二十二備考には、高さ 40cm、幅 50cm 程度の板に約 1.8m の竿を取り付け、表面は白色に塗って、標的の番号を墨書すること、また裏面は赤色に塗って記号を記すと説明する。写真上の標的の横に白色面に「五」同下の標的はおそらく「四」と墨書され、右端はよく見えないが、記号板と推定した。射

場で勤務する監視者の助手の一人、記号板手が扱う。教範では、本用具を監的壕へ設置するとは記載しないが、壕にも植え立てして、標的番号を表示したのかもしれない。

③ 「号旗」

弾著（弾着）の点数を射場に連絡するための旗である。図 49 の附図第十三・同第十四と図 50 の同第二十四がこれにあたる。諸兵教範の附図第二十四の表記によると、3m 程度の竿に高さ 60cm、幅 80cm の旗を取り付け、白旗、赤白上下 2 色の旗の 2 種類を用意する。一方、歩兵教範には、大小の号旗があり、同第十三の小旗には白・赤白・赤の 3 色があり、同第十四の大旗は警戒旗であると説明する。

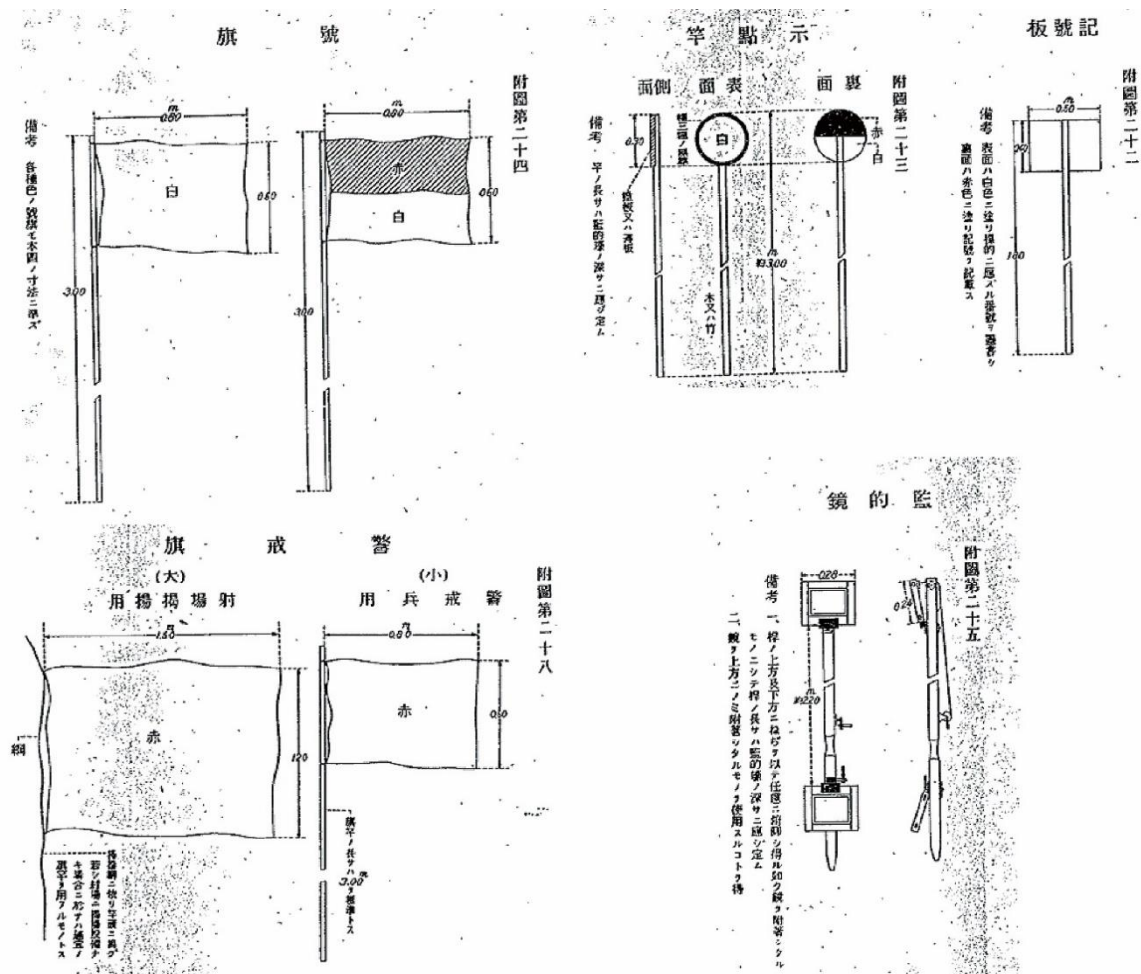


図 50. 『諸兵射撃教範第四部』の射撃用具附図

諸兵教範では、赤い小旗と大きな赤旗は「警戒旗」⁵⁵として別に取り扱われており、後に整理・改正されたことが分かる。ここでは諸兵教範により、白色と赤白色の小旗を号旗として取り扱い、警戒旗は次項で説明する。

号旗の白旗は 10～6 点、赤白旗は 5 点以下の場合に、定められた振り方で点数を知らせる。すなわち、10 点は白旗を左右に振り、9 点は上下、8 点は直立、7 点は標的に対し右斜、6 点は同じく左斜で、5 点以下は赤白旗を同じ順序で示す。これら号旗は、監的壕の記号手が扱う用具である。

集合写真の人物が手にする数条の横線が入る旗は（55 頁）、いずれの教範にも記載のない例で、その大きさと条線等の特徴から改良型の号旗なのかもしれない。白色旗の中央に横方向の条線があり、同じ条線数の旗がなく、1～10 条程度の種類が見られる。あるいは射手の班分け用の旗だろうか。

④「警戒旗」

主に射撃訓練中であることを射撃場内の掛員と射手、周囲に周知するための大小 2 種の赤旗で、写真は小旗の例と思われる。前項で述べたように年代の異なる 2 つの教範で取り扱いが異なるが、ここでは後年の諸兵教範によって説明する。

図 50 の附図第二十八・左に示した幅 1.5m、高さ 1.2m の大きな警戒旗は射場の掲揚設備ないし適当な竿に括り付けて掲揚した。射撃開始前から終了まで、所定の位置に警戒掛がこの旗を掲げて、周囲から人が立ち入らないよう注視・警戒した。監的壕前で撮影の本写真には、この大型の赤い警戒旗は見られない。

附図第二十八・右の小旗は、射撃区域を注

視して警戒予防にあたった警戒兵（掛）用の警戒旗である。

またこの旗は監的壕内の記号手も使用した。射撃開始前と中止の間は、標的の前に警戒旗を設置し、射場の開始合図を確認後、警戒旗を左右に振って倒した。監的壕から射撃の中止と再始を要求する際も警戒旗を振って合図した。そのほか射撃中に場内を行動する者にも所持させた。

⑤「監的鏡」

図 49 の附図第十五と図 50 の同第二十五に示される。図 45 の右も本用具である。図 50 の第二十五備考の説明によると、監的鏡は、竿の上下 2 か所に高さ 24cm、幅 28cm の鏡をネジによって取り付け、上の鏡は竿の先端へ鏡面を俯くような角度で、また下の鏡はここから約 2.2m 下方に鏡面が上方を仰ぐように取り付けたもので、上方だけ取り付ける場合もあった。壕の深さによるのだろう。

上下複式の場合には、壕内手元の鏡に上の鏡が写した像を反射させ、これを読み取って使用したと考えられる。標的が回転式の場合には、標的枠間の中央に監的鏡台を置き、監的鏡の竿を固定した⁵⁶。また操出式の場合も、標的間の小型開口部に設けた。

監的壕内から、射場の記号を確認するための用具で、監的長が用いた。

⑥「示点竿」と「治痕竿」

的中した弾著点を明示するための用具である。図 49・歩兵教範の附図第十六には治痕竿が図 50・諸兵教範の同第二十三に示点竿が示される。

前者は約 3 m の竿上部に直径 20cm の円板を取り付け、背面には仏具のバチのような弾

著を修繕する治痕具を突き出す。円板には直径 12cm の円が描かれる。後者も同じ程度の長さの竿（監的壕の深さに応じる）に直径 30cm の鉄製あるいは木製の円板を先端に取り付け、表は白色に幅 3 cm の黒線で縁取り、裏は上下を半円で赤と白で塗り分ける。この竿は弾著を示すと同時に、号旗を使用しない場合には、点数を知らせる役割も果たす。号旗と同様に白面は 10～6 点、赤白面は 5 点以下で、号旗と同じ動きで点数を示した。

示点竿は監的手の一人、記号手が用い、治痕竿はもう一人の治痕手が用いたもので、いずれも弾著点を示した。すなわち初期の歩兵教範と後の諸兵教範では弾著を示す監的手が異なり、初期の治痕手は弾著を示すとともに的の修理も行い、後に治痕手は標的操作と弾痕の修理を行うよう役割が整理された。標的の回転・操出式の採用に伴う変更だろう。

写真の例は、図 50 の示点竿と着色の方法が白黒反転した状態で異なり、また裏面が見えないので治痕竿であるとも断定できないが、示点竿と推定しておく。いずれにしても弾著を示すための道具である。

以上のとおり、陸軍省教育総監部の教範に記載された射撃用具を、図 48 の写真で確認できた。この点からも分会の射撃会は陸軍教育総監部編纂の射撃教範に則って、実施されたことが理解できるだろう。

（4）小銃射撃場における射撃訓練の流れ

ここでは『小銃、軽機関銃、拳銃射撃教範』⁵⁰と『諸兵射撃教範第四部』⁵¹に記載の「射撃場の勤務」について、射撃の準備から終了に至る大まかな流れを時系列で整理し、勤務者の具体的な動きを示す。その具体的な射撃

訓練の流れと勤務者の動きは、①射撃準備、②射撃開始、③射撃中止（弾痕調査・記録）、④班単位の射撃終了、⑤全体の射撃終了の 5 つに区分し、表 4 にまとめた。以下、順に解説する。

①射撃準備

射撃開始前に、兵器掛将校は設備や用具類の確認を行い、各勤務員の役目を定めて配置した。警戒掛には、危険予防のため、射場に赤い大きな警戒旗を掲揚させ、射撃区域に人が立ち入らないよう、厳重に周囲を警戒させた。また交代掛に指示の通り、射手を分班するよう命じ、弾薬掛に弾薬置き場を設置させ、弾薬を弾薬掛に交付して準備した。

全体の準備が整った後、監視者は助手のうちの一名、記号板手に命じて、射場の植立孔に記号板を植え込ませ、射撃開始前及び射撃中止の状態を表す赤色に塗った記号板の裏面を的方向に向けて、監的壕内の勤務者へ連絡した。

また監視者は、交代掛が回収した射手の射撃手簿（図 51）⁵⁷をチェックした上で、もう一名の助手・記点手に手渡した。さらに交代掛に指示し、班ごとに射撃順序を決めさせ、最初の班員の射場への誘導を促した。

射座の後方約 10 歩の位置に着いた班の射手は、交代掛の銃口検査を受け、弾薬掛が交付した弾薬を交代掛から各自受け取り、監視者の命により、2 名 1 組の射手（射手と装填手）が射座で準備した。

同時に監的壕内では、監的監視官と監的長の指示で、各治痕手がそれぞれ標的を設置、記号手は標的の前に警戒旗を植え立て、射撃開始前であることを表示した。

図 52 は時代を遡るが、1899（明治 32）年頃の撮影とされる屯田兵の射撃訓練の写真で、下は上の画像中央を拡大したものである。

場所は不詳で、的場までの射撃距離は 100m 程度と思われる。手前左手に幕舎が、その並びに机で勤務にあたる兵が見られる。各種記

表 4. 小銃射撃場における射撃訓練（射撃会）の流れと勤務者の動き
* 帝国陸軍教育総監部（1929）、同（1939）より作成

勤務者の動き	射場								監視壕				周辺
	将校	監視者	同左助手 (記号板手)	同左助手 (記点手)	監視者 伝令	交代掛	弾薬掛長 同助手	射手	監的 監視官	監的長	監的手 (記号手)	監的手 (治療手)	警戒掛
射 撃 準 備													
1.射場の設備確認	確認				(随時)								
2.勤務員の分担指示	指示												
3.警戒旗(赤旗)植立	指示												植立
4.射手の班分け	指示				→ 区分								注視
5.弾薬置場設置	指示					→ 設置							〃
6.全弾薬受け渡し	交付					→ 受領							〃
7.記号板裏・赤を 標的に向け植立		指示	→ 設置										〃
8.射手手簿の回収		受領	←			回収	←	提出					〃
7.的的操作(設置)									指示	指示	→	操作	〃
8.警戒旗の標的前植立									指示	指示	→ 植立		〃
9.射撃順序決定、班誘導						誘導	→	移動					〃
10.各射手の銃口検査						検査	←	提出					〃
11.各班分の弾薬交付						受領	← 交付						〃
12.各射手へ弾薬分配						分配	→	受領					〃
13.射手群を射座配置		指示					→	配置					〃
射 撃 開 始													
1.記号板裏・白を標的に 向け射撃開始の合図 記号板表を左右に振る		指示	→ 回転 板振り										注視
2.監視鏡で記号板の確認										確認			〃
3.応答の警戒旗を振る 警戒旗の倒伏									確認	← 報告 指示	→ 旗振り 倒伏		〃
4.射撃開始の号令		号令											〃
5.発砲(5発/名)								発砲					〃
射 撃 中 止 (弾痕調査・記録)													
1.号令「撃ち方止め」		号令					→	控え					注視
2.記号板裏・赤を標的に 向け中止の合図 弾痕調査の要求		指示	→ 操作										〃
3.監視鏡で記号板確認										確認			〃
4.応答の旗振り(警戒旗)									確認	← 報告 指示	→ 旗振		〃
5.示点竿or号旗 で点数表示											→ 表示		〃
6.示点竿で弾着表示											表示		〃
7.命中点数と弾着確認 射手手簿の記録				確認 記録									〃
8.弾痕の修理										指示		→ 修理	〃
9.可否決定と指示記録		可否 決定		→ 記録 返却			→	受領					〃
10.教示と射手後退指示		教示					→	後退					〃
11.次射手を射撃位置配置		指示					→	配置					〃
これ以降、班内の射手を順次交代。「射撃開始」「射撃中止」を繰り返す													
班単位の射撃終了													
1.薬莢の受け渡し						受領	←	提出					注視
2.銃口・弾倉・弾薬盒検査						検査	←	提出					〃
3.班を旧位置へ誘導						誘導	→	移動					〃
全体の射撃終了													
1.射撃終了の指示	指示												
2.記号板の倒伏	指示	→	倒伏										
3.残弾・薬莢受領と点検	受領	←					返納						
4.射場の整理確認	指示	→	整理	整理	整理	整理	整理	整理	整理	整理	整理	整理	撤去
5.射場の破損箇所修理	指示	→	随時		随時				随時	随時	随時	随時	

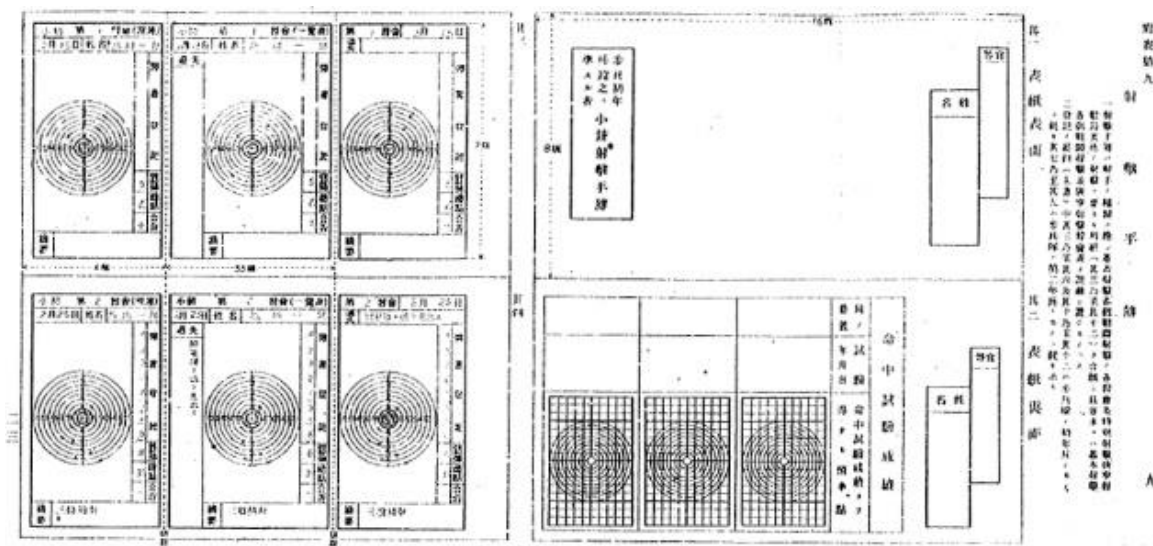


図 51. 射撃手簿 * 帝国陸軍教育總監部（1929）より転載

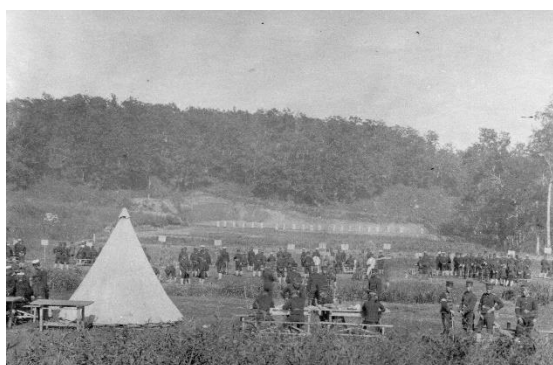


図 52. 1899（明治 32）年 屯田兵の射撃訓練
撮影場所不詳（旭川市中央図書館所蔵）

録や弾薬配布などの掛であろうか。その向こう側には射場があり、奥に的場と射塚が見える。各射座間に記号板が設置され、その背後に机に向かう記点手と並んで順番を待つ各班の射手がいる。時代は異なるが、射場の雰囲気イメージできる資料として掲載した。

②射撃開始

射撃開始にあたり、監視者は記号板手に指示、同手は記号板を回転して白色の表面を標的方向に向け、さらに板を左右に振って射撃開始の合図を監的壕に送った。この合図を監的長の壕内の監的鏡で確認、監的監視官に報告した後、記号手に標的前に設置した警戒旗を左右に振って伏せさせた。

射場において、監的壕間との射撃開始の連絡合図を確認できた後、監視者は射撃の号令を射手に向けて発した。号令を受け、射手は射撃姿勢をとり、照準を定めて発砲した。

③射撃中止（弾痕調査・記録）

射手が発砲した後、監視者は射手に向けて「撃ち方止め」と号令、射手はその場に控えた。号令を受けて、記号板手は記号板の赤色裏面を向けて、射撃中止の合図を監的壕に連絡、同時にこの合図をもって監的壕に弾痕調査を要求した。

監的長は射撃中止を意味する射場の記号板が赤色裏面を向いたことを監的鏡で確認、射撃中止の連絡を監的監視官に報告すると

同時に、記号手に警戒旗を振らせて、射撃中止の了解を射場に連絡、射場もこれを確認した。さらに記号手は示点竿ないしは号旗を用いて、点数を伝達した後、示点竿で弾著（弾痕）を示した。

これを射場の記点手が望遠鏡で視認、射手が報告する命中点数や弾著と符合するか確認した後、射撃手簿に弾著と命中点数等を記録した。その後、監的壕では治痕手が標的を回転ないし繰下げして標的の弾痕修理を行った⁵⁸。

上記作業は射撃教範記載のこうした基本的な射撃場では1発ずつ行うとしたが、持ち分の銃弾をすべて発射してから弾痕調査・修理を行う場合もあった。分会の射撃会では、概ね各人小銃の装弾5発で実施したが（84頁）、1発ずつ調査したのか、5発まとめて行ったのか定かではない。

弾痕位置や点数が明らかとなった後、監視者は射撃手簿の記載内容を確認して合否を決定、射手に教示・指導を行い、記点手は合否と監視者の教示内容を射撃手簿に記録した。その後、射手を交代して、以後同様に射撃を実施した。2名1組の射撃終了後、監視者はこの者らに後退を指示、射手たちは薬莢を拾い、記点手から射撃手簿を受け取って、射座の後方約15歩の位置に退いた。遅滞なく、監視者は次の射手1組に射撃位置へ着くよう指示し、これ以降、班内射手の射撃を上述動作の順に繰り返し行った。

なお監的壕から射場に対して、射撃の中止・再開を要求する場合には、警戒旗を振り、また表示した点数を取り消して再示するときには、示点竿の白と赤白の表裏面を交互に

数回表示するか、号旗の白旗と赤白旗を交叉した後に、示点竿であらためて弾著を示した。

④班単位の射撃終了

班の射手全員の射撃終了後、交代掛は射手から薬莢を受け取ると同時に、銃口・弾倉・弾薬盒の検査を行い、本班を射場の後ろの集合位置に誘導して下がらせた。

⑤全体の射撃終了

全班の射撃終了後、兵器掛将校は射撃の終了を全体に告げ、記号板手には記号板を植立孔から記号板を抜き取って倒伏させ、また弾薬掛長から残弾と薬莢を受領して点検した。射場全体には用具類等の整理・収納を行わせ、故障・破損個所がある場合には、随時修理を命じた。

以上①～⑤の流れと各勤務者の任務分担により、昭和期の教範に則った軍の射撃訓練は実施された。繰り返しになるが、在郷軍人会分会等が主催する射撃会・教練においても、帝国陸軍の射撃教範を基本により取り組まれたと考えられる。

すなわち分会の射撃会においても、表3の役割を担う勤務者が射場と監的壕に概ね配置されるとともに、表4の流れと動作を基準に射撃訓練が行われたに違いない。ただし先述したとおり、分会の規模や小銃射撃場の立地条件などの諸条件に応じて、柔軟に対応されたことが予想される。

7. 富良野地方の射撃場と射撃会の特徴

ここでは、4章で報告した調査結果について、5・6章において整理した観点から俯瞰し、富良野地方の小銃射撃場と射撃会（射撃訓練）の特徴を各項目別に書き記して、本稿における若干の成果と今後の課題としたい。

（１）小銃射撃場の特徴

①建設時期とその費用

当地方最古の小銃射撃場は、1915（大正4）年の旧南富良野村金山と旧上富良野村の例である。当時、金山には富士製紙（株）金山工場があり、上富良野では島津農場内に初めて設けられた。一方は大企業で、一方は士族経営の小作農場であり、政治・経済的に有力な企業、団体の存在に早期設置の要因が求められそうである。

そのほかの事例は、概ね1925（大正14）年の在郷軍人会規約改正前後まで下る。翌年の青年訓練所設置が大きな契機になったと考えられ、全国的な設置件数の急増時期と調和する。占冠村分会は1937（昭和12）年の造成で、日中戦争開戦による未入営の補充兵訓練を重視して設置されたのであろう。

設置費用は、市町村史や地域の記念誌、分会の会計資料等から、主に寄付金と補助金より拠出された例を具体的に確認することができた。建設費用のほか、建設地の土地や工事材料の寄付、また分会員や青年学校生徒の出役なども行われた。本部の規約内容から判断して、全国いずれの分会でも、寄付金や補助金、出役等で建設されたと考える。

②立地環境

射場は旧農地が多く、帝国在郷軍人会の規約に基づいて、所有者から土地の寄付を受ける、払い下げを受けるなどにより射撃場が造成された。

地形はおおよそ平坦な場所が選択され、また射場は山麓や丘陵、段丘の麓が利用された。射場と監的壕の中間あるいは監的壕と射場の間に、河川が流下する例が比較的多く認め

られる。すなわち清水分類の「山麓型」「河川越し型」が大半を占める。

③射距離と方位

射撃距離は200m、250m、300mの3種を確認できた。推測も含まれるが、300mの事例が比較的多いようである。

射撃方位は、帝国陸軍の建築事務規定では、北方向が望ましいとするが、現実的には地形に左右されるので、富良野地方の事例においてもバラつきがあり、共通点は見出せない。

④射場と射座

射場には、盛土造成の射座や幕舎、記号板の植え立て孔、警戒旗の掲揚設備等がある程度で、恒久的設備は設置されなかったのも、痕跡は確認できなかった。

発射台の射座は、山部では2m幅程度の大きさで前方が高く、足元に向かって傾斜する形状で、また上富良野でも概ね同様だが、足元を掘り込んで造成された。

⑤監的壕の構造

監的壕の構造を確認できたのは4例あり、木造1例、RC造3例である。RC造のうち2例は、腐朽した木造監的壕を改修・再整備したものである。RC造監的造はいずれも町村市街地に近在した。商工関係者など資金力のある企業や商店が区域に所在し、かつ比較的規模の大きな分会でなければ、地区別の割当金も含め、千数百円から二千円弱にも上る多額の寄付金は集金できなかっただろう。

一方、農村部の布礼別では木造監的壕が整備されており、おそらく「不詳」とした大半が木造例だったと考えられる。土地の提供、造成の出役と定期的な修繕、擁壁用の板や杭が準備できれば造成可能で、労力はかかるも

の、R C造ほどの経費は要しないはずである。いずれにしても、ここまで述べてきたとおり、陸軍の指導・助言を受けて設置されたことは疑いようがなく、在郷軍人会の上位機関を通じて、当地方分会には帝国陸軍第七師団の適切な教示が行われたことだろう。

富良野地方のR C造監的壕は先述したように、射撃用具の格納庫を兼用したタイプである。掩蓋に計5つの開口部を持ち、平時は木製の屋根を蓋のように嵌め込んで風雨を凌ぎ、左右の開口部には扉を設けて厳重に施錠管理し、格納庫として利用した。

図53は下五区の富良野町分会監的壕の立体図である。構造をある程度把握できた例であり、立体化を試みた。その特徴は次のように整理できる。

全体は箱型の形状で、左右に扉付きの出入口を設け、この両脇に盛土や埋め戻し土の擁壁を兼ねた躯体の控え壁がある。掩蓋の大きな開口部3か所は標的を壕内から繰り出し設置するためのもので、中間の狭小な開口部は監的鏡設置用である。開口部の壁面には、標的を滑車とロープで繰り出すための支柱（標的架）を固定したボルトが等間隔に植え込まれる。床面はコンクリート舗装で、開口部直下の壁沿いには排水溝を設け、対面する壁面には腰掛設置用のボルトが横列する。

R C造3例には出入口の形状など異なる点がいくつか見られたが、概ね上記の共通した特徴を有する。山部と上富良野の例では、壕内に土砂が堆積し、腰掛や排水溝などの痕跡は確認できなかったが、おそらく床面はコンクリート舗装で、腰掛や排水溝も整備されていたと推測される。

標的の掲出・交代方式は、陸軍の建築設計規定の1種である操出式と考えた。木製支柱の間に2個の標的を前後に並べて挟み込むように配置し、滑車を用いてロープで繰り上げ、繰り下げして入れ替えたと考えられる。支柱は壁面に植え込まれたボルトで固定された。

この壁面のボルトだが、下五区例と山部及び上富良野例では設置箇所の違いが見られた。前者は壁面上部に2段3列ないし4列のボルトを植え込むのに対し、後者の場合は開

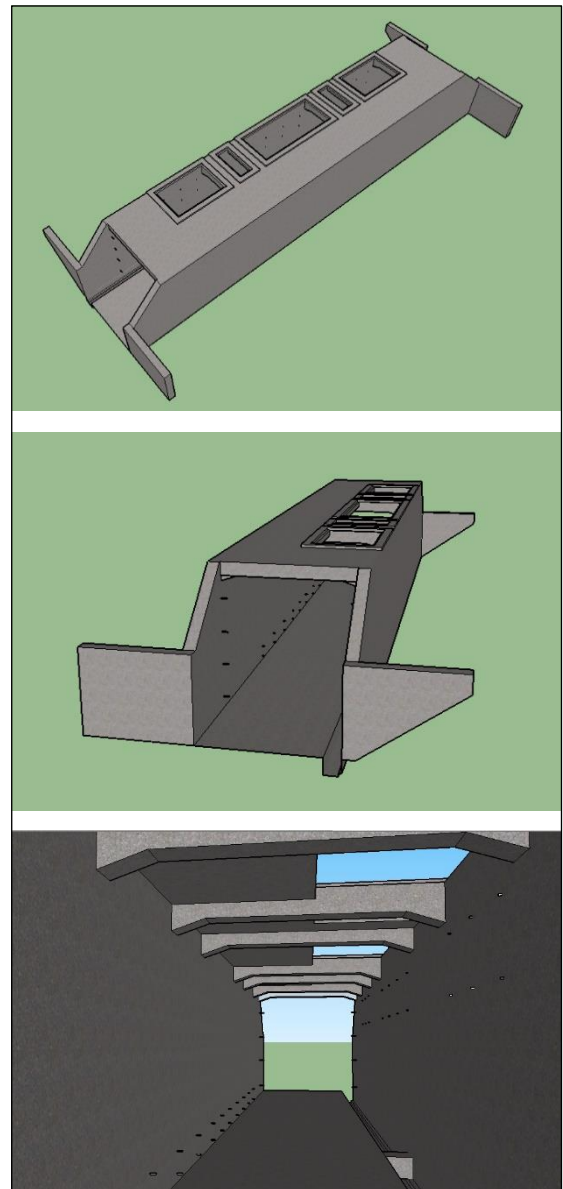


図53 富良野町分会小銃射撃場監的壕の立体図
上：上面 SE→NW、中：側面 NW→SE、下：内部（N→S）

口部の壁面両脇に3本程度のボルトを縦列させる。いずれも操出式を想定したが、本方式には様々な施工・設置方法があったのであろうか。あくまでも推測の域を出ないが、下五区の例は、支柱の設置状況からみて、図47のタイプに類似するように思われる。このような写真の発見・確認例が増えれば、理解が進むに違いない。一方、木造監的壕の場合の方式は判明しなかった。古いタイプの監的壕の場合、回転・操出式にはよらず、壕内から治痕竿で弾痕を修繕したかもしれない。今後の課題としておきたい。

また躯体と盛土を支える擁壁の施行方法には2種が見られ、下五区の監的壕は、躯体からそのまま延長してRC造の壁で支え、山部・上富良野例は、人頭大の川原石をコンクリートで練積み施工した。山部村分会の監的壕の場合、空知川の岸辺に設置したので、周囲には川原石が豊富にある。川原石を代用して、コンクリート消費量を減らし、経費節約に努めたのかもしれない。上富良野例も同様の施工が選択されたのは、設計者が同一人物のためであった。

監的壕の周囲100mほどの地点には、一般人の侵入防止のため、警戒旗が設置されて危険予防が図られた。山部の証言例のように、堤防沿いや山麓の傾斜変換点沿いの目立つ場所に掲揚されたであろう。

(2) 射撃会(射撃訓練)の特徴

①射撃会の実施時期

富良野地方は農村部のため、射撃会は年に一度、農閑期に開催された。6月開催が最も多く見られ、ほかに4～5月上旬、11月の実施例を確認できた。農閑期とは、すなわち作

物の植え付け前、植え付け後、あるいは収穫後である。上富良野村分会は毎年4月10日と定めていた。

②射手の射撃数

上富良野村分会では、射撃会は各射手5発、1944(昭和19)年の入営直前の青年教練では、各射手1発で実施された。清水の調査事例にも、「一人で実弾5発」の証言がある⁵⁹⁾。1911(明治44)年の陸軍省通牒では、1名につき10発以内の払い下げと定め、以後、本通牒に基づいて分会主催の射撃会や学校教練等が運用されたことは5章で確認した²⁷⁾。

軍の射撃訓練では、射撃教範において小銃射撃習会の発射弾数が定められており、「銃工下士官各人20発、尉官・准士官・下士官・技術准士官・火工下士官各人10発、其の他は各人5発トス」と規定される⁶⁰⁾。したがって、分会の射撃会は、軍の規定を根拠に「其の他」に該当する小銃の装弾5発⁶¹⁾で実施されたと推測される。分会には尉官、下士官の会員もいるが、射撃会は点数を競う競技会の性格も持ち合わせたようで、階級に関わらず同数で実施されたことだろう。

一方、昭和19年の実弾1発の訓練は、終戦間際の物資不足を要因とするのか、あるいは青年教練は1発だったのか定かではない。5章で述べたが、実弾と小銃は各分会単位で、軍から実費で払い下げを受けており、表2で示したとおり、相応の費用を自ら負担して射撃会は行われたのであった。

③管理・運営者

6章(2)(4)で整理したように、射撃会は帝国陸軍教育総監部の射撃教範に基づいて実施されたと考える。入営経験を有する

予備役・後備兵役の会員のうち、階級が尉官ないしは下士官で、分会において指導者的立場にある者が、射撃訓練の管理統括者である兵器掛将校の役割を担ったと考えられる。また下士官・上等兵の階級にある者は、監視者や各持ち場の掛長の任務を、また各掛作業は兵卒(一等兵・二等兵)や青年らが担当したであろう。当時の新聞報道⁶²や聞き取りから、分会による教練指導は、少尉以上の尉官や軍曹等の下士官が担ったことが分かり、教練の一部である射撃会の役割分担についても、同様に扱われたと思われる。

軍からの監視派遣の実例は、射撃場落成式の招待の他に確認できなかったが、陸軍省通牒に明記されたように、弾薬の出納管理は危険予防と治安上の観点から、最も神経を使う役割だったと思われ、軍の派遣を受けて開催されることもあったかもしれない。

④射撃会の波及効果

射撃もそのほかの教練と同様に軍事教育の一要素だが、訓練という性格以外に競技あるいは娯楽といった要素も少なからず含まれていたようである。射撃会では、経験者、未教育者などで区分した個人戦、班別対抗の団体戦が行われ、点数を競わせた。

また子ども時代に周囲で見学し、終了後に弾頭を拾い集めた経験をお持ちの方が、筆者と清水氏の聞き取り等で複数確認された。子どもや若者をはじめ、大衆に人気があったことを証明しており、射場の周囲には、それなりの人数の野次馬がいたことだろう。

5章の表2で、分会事業における射撃会の位置づけの高さを確認したが、年に一度の娯楽的要素も有した射撃会は、次第に分会の主

要事業の一つに位置付けられたに違いない。大衆に喜ばれる射撃会を開催することで、地域における在郷軍人会の存在意義を高め、浸透させようとした意図も多分にあったことであろう。

8. おわりに

冒頭で紹介した見学会の折、山部地区にお住まいの40～50歳の男性たちから、監的壕の思い出話を聞かせていただいた。子どもの頃、監的壕で「秘密基地ごっこ」をして遊んだという。戦後、忘れ去られ、ひとけの少ない川岸にある監的壕は、男の子たちの格好の遊び場になった。

一方、上富良野町の監的壕は、日の出山に設けられたことが幸いしたのか、近年、壕内が日の出公園の遊歩道の一部に活用され、加えて解説板も新設された(図37)。これは上富良野町郷土をさぐる会会員の日頃からの活発な調査・伝承活動が実った好事例と言えるだろう。

また深川市一已の監的壕は屯田兵時代に遡る例だが、1932(昭和7)年に監的壕をRC造に改修したもので、同市指定文化財に指定され、道内唯一の指定保存例である(図54)。



図54. 一已村分会小銃射撃場監的壕(深川市市指定文化財「監的壕」) 掩蓋形状から、回転式と推定される。排水溝は中央に位置する。内部のH鋼は近年の補強。

そもそも小銃射撃場監的壕とは、国家総動員体制へと傾倒していった時代の中で、軍監督下の帝国在郷軍人会の分会が、会員・未入営の補充兵・青年らに射撃訓練を施すために整備した軍事教育施設であった。すなわちその多くは、旧日本軍が昭和期に展開した戦争にまつわる建造物の一種であり、現代では戦争遺跡として評価して良いものである。例えば、函館山に築造された津軽要塞の砲台跡・戦闘指令所跡や北海道の主に太平洋沿岸に数多く構築されたトーチカなどと異なり、本例は緊迫した軍事作戦上の構築物ではない。しかし、全国各地の「村の射撃場」から数多の若者と働き盛りの男たちが、ここで「射撃会」という名を借りた軍事訓練を受け、そして赤紙招集を受けて戦争に駆り出されたのであった。この小さな建造物は、当時の「戦争と大衆」を記憶する装置の一つであり、銃後の軍事教育を色濃く反映した歴史的建造物として後世に伝えられるべきと考える。

富良野地方には3例の監的壕が現存し、その構造的な特徴や射撃訓練の概要について、本稿を通じてある程度把握することができた。しかし筆者は富良野地方の数例を調査したに過ぎず、多分に誤解や見逃しがあるかもしれない。またコロナ禍中にあったことで、対面での聞き取りが思うに任せなかったことが、若干悔やまれる。今後も全国で精力的に調査に取り組まれる方々の教えを請いながら、調査・検証を積み重ねたい。本稿を通じて、道内各地で監的壕が再発見され、正しい理解が進むことを期待したい。

次の課題は、私たちの地域、そして将来世代にとって、意義の深いこれらの戦争遺跡を

どのように伝え、遺せるかである。

謝 辞

戦争遺跡研究会の清水啓介氏、上富良野郷土をさぐる会の三原康敬氏からは数々の情報や写真提供をいただき、旭川市中央図書館の岡本達哉氏ならびに滋賀県近江八幡市立図書館の司書各位には資料検索や画像提供の手間を取らせ、山部の実測・測量では同僚の鶴田哲也氏にご助力をいただいた。また射撃場の聞き取りでは、薄田保、宮本登、大島克己、伊藤正博、澤田吾一、宮田照雄、菅野貢、宮川ヒデ、岡崎博一、中島英明、山名賢一の諸氏に貴重なお時間を頂戴した。末筆ながらご教示・ご協力いただいた皆様に心からのお礼を申し上げる。

註 釈

- 1 帝国在郷軍人会は予備役、後備兵役などの現役を退いた軍人および退役軍人の統制組織として、ドイツの在郷軍人会をモデルに、1930（明治43）年に発会、各自治体に設置され、1945（昭和20）年の日本敗戦によって解体となった。藤井忠俊（2009）はその設立から終焉に至る同会について詳述する。同会の存在と役割は、大正末期の青年訓練所の設立による軍事教練の導入以降に重要性を増し、軍と市町村の間を繋ぎ、良兵良民を生むための教育組織としての役割も担い、「徴兵制を維持し、国民の理解を得るための最大の地域組織だった」とした。1912（大正元）年の同会規約改正により、本人の意思による入会制から、義務制に切り替えられ、強制的に加入させられた。会員は昭和初期まで現役を退いた予備役、後備役、第一補充兵役と40歳までの国民兵役の者で構成され、後に第二補充兵、第二国民兵も編入された。また会員は勤務演習、簡閲点呼などの軍事的義務を課せられ、連隊区司令部、市町村役場兵事掛、在郷軍人会を通じた日常的な監視・監督下におかれた。ちなみに兵役年限は1927（昭和2）年に制定された兵役法に基づき、現役2年、予備役5年4月、後備兵役10年、補充兵役17年4月と戦時の兵力確保のために服役年限を定めたが、1941年（昭和16）の志那事変以降、さらなる兵力確保のために予備役は15年4月に、後備兵役は廃止された。昭和初期の兵役制度については、長野ほか（2015）に詳しい。
- 2 三原康敬（2019）、佐藤輝雄（1994）
- 3 清水啓介（2018）
- 4 同上（2018）：3-8頁
- 5 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C01001719300（第26・27画像目）、諸兵射撃教範第二部（防衛省防衛研究所）
- 6 藤井忠俊（2009）：39-43頁
- 7 富良野市役所（1968）：261・262頁
- 8 富良野町分会は富良野神社向かいの現住所・若松町16番の国道沿いに、分会員の出役によって大正末期～昭和初期に軍人

会館を建設した。当時の会館落成式や建物の写真等が富良野市史第一巻に掲載されてる(265 頁)

9 下五区郷土史編纂委員会 (1963) : 177 頁

10 片木勉編 (1965) 会 : 139 頁

11 記念誌編集委員会 (1982) : 149 頁

12 同上 : 223 頁

13 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C12120791500(第 28~30 画像目)、帝国在郷軍人会規約 (防衛省防衛研究所)

14 帝国陸軍教育総監部 (1929) 168~169 頁には、監的壕の勤務者は危険予防のため、遠方から目視できる服装を推奨し、帽子に白帯を入れる、あるいは軍衣を脱ぐことも良しとする。白いシャツ姿の者は撮影直前、直後に監的壕勤務にあたった者たちかもしれない。

15 千田豊治 (1930) : 157 頁

16 富良野毎日新聞社 (1936)

17 毛内は山部神社の狛犬を手掛けた石工で、安立は山部神社などの社寺の建築にも携わった大工である。

18 安芸保一 (1930) : 367-368 頁

19 富良野市役所 (1968) : 267 頁

20 三原康敬 (2019)、上富良野村 (1938) : 7~8 頁、富良野毎日新聞社 (1938) 昭和 13 年 6 月 18 日付

21 佐藤輝雄 (1994)

22 『北海道在郷軍人名鑑上川篇』288-307 頁に上富良野村分会の規約や事業概要が掲載され、昭和 2、3 年の射撃会の概要報告が見られる。昭和 2 年 4 月 10 日の項には「青年訓練所生徒ニ対シ射撃ヲ為サシメ志気ヲ鼓舞シタリ」とあり、「在郷軍人 200 名、青年会員 (青年訓練所生徒と青年団員か) 250 名、村有志 5 名」参加とある。昭和 3 年 4 月 10 日には、「在郷軍人会員 120 名、青年訓練所生徒 60 名、上富良野尋常高等学校生徒 300 名、来賓、村会議員其ノ他 11 名、青年会員 30 名」参加とある。また同年 7 月には「三八式銃老挺松下ヲ兵器本廠長近藤兵三郎氏ニ出願シ老 12 月 21 日付現品受入ヲ為ス」と銃の払い下げに関する件も記録される。

23 中富良野村史編纂委員会 (1954) : 512 頁

24 南富良野村役場 (1960) : 650-651 頁

25 占冠村役場 (1963) 場 : 254-256 頁

26 富良野毎日新聞社 (1938) 昭和 13 年 5 月 13 日付

27 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C02031389700(第 2 画像目)、帝国在郷軍人会射撃施行ニ関スル件 (防衛省防衛研究所)

28 藤井忠俊 (2009) : 58 頁

29 同上 (2009) : 第 4 章・第 5 章

30 1935 (昭和 10) 年には青年訓練所と実業補修学校が統合されたため、以降は青年学校生徒の教練を幫助した。

31 藤井忠俊 (2009) : 286-287 頁

32 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C02030801600、帝国在郷軍人会及学校へ弾薬払下方の件 (防衛省防衛研究所)、同上 Ref. C01001736000、部外団隊へ弾薬払下に関する件中改正の件 (防衛省防衛研究所)

33 同上 Ref. C02031945100(第 5 画像目)、三十年式歩兵銃払下ノ件 (防衛省防衛研究所)

34 同上 Ref. C03010972700(第 8 画像目)、三十年式銃払下ノ件(防衛省防衛研究所)

35 同上 Ref. C01006149900(第 5 画像目)、兵器ノ払下数量ヲ増加ノ件 (防衛省防衛研究所)

36 同上 Ref. C01006149900(第 1 画像目)、兵器ノ払下数量ヲ増加ノ件 (防衛省防衛研究所)

37 藤井忠俊 (2009) : 59-61 頁、201-205 頁

38 安芸保一 (1930) : 305-307 頁

39 藤井忠俊 (2009) : 61 頁

40 占冠村役場 (1963) : 248 頁

41 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C15120344800(第 15 画像目)、帝国在郷軍人会規約 大正 14 年 3 月改正 (防衛省防衛研究所)

42 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C01002257300 (第 86 画像目)、小銃軽機関銃拳銃射撃教範 (防衛省防衛研究所)

43 同上 Ref. C14010383200 (第 2~9 画像目)、26. 陸軍建築事務規程附録(陸軍建築設計要領改正案)ノ分割 2 (防衛省防衛研究所) *旧字体は新字体に改めて掲載した。

44 同上 Ref. C14010387300、26. 陸軍建築事務規程附録(陸軍建築設計要領改正案)ノ射撃場附図第 8 監的壕断面 (防衛省防衛研究所) *本画像を白黒反転して図示。

45 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C14010387400、26. 陸軍建築事務規程附録(陸軍建築設計要領改正案)ノ射撃場附図第 9 監的鏡標の枠 (防衛省防衛研究所) *白黒反転して図示

46 堀内正昭 (2017) : 7 頁

47 清水啓介 (2018) : 6 頁 *滋賀県近江八幡市立図書館所蔵

48 清水啓介 (2016) 戦争遺跡研究会会報第 99 号 : 3・4 頁

49 清水啓介 (2018) : 6 頁

50 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C01002257300 (第 95~106 画像目)、小銃軽機関銃拳銃射撃教範 (防衛省防衛研究所)

51 同上 Ref. C01002293500(第 12~第 27 画像目、第 33~35、第 94・95 画像目)、諸兵射撃教範 第四部 (防衛省防衛研究所)

52 同上 Ref. C02031429100(第 195 及び第 199 画像目)、歩兵射撃教範 (防衛省防衛研究所)

53 同上 Ref. C01002293500(第 137、139 画像目)、諸兵射撃教範 第四部 (防衛省防衛研究所)

54 同上 Ref. C02031429100(第 131 及び第 132 画像目)、歩兵射撃教範 (防衛省防衛研究所)

55 同上 Ref. C01001719500(第 93 画像目)、諸兵射撃教範第四部 (防衛省防衛研究所)

56 同上 Ref. C14010383200(第 7 及び第 8 画像目)、26. 陸軍建築事務規程附録(陸軍建築設計要領改正案)ノ分割 2 (防衛省防衛研究所) *公開画像が不鮮明で一部判読が難しい。

57 同上 Ref. C01002257300 (第 268 画像目)、小銃軽機関銃拳銃射撃教範 (防衛省防衛研究所)

58 清水啓介 (2016) 戦争遺跡研究会会報第 93 号 : 3 頁 聞き取り調査の証言によると「穴に小さな四角い紙を貼って、的を新しくしていた」という。

59 同上 : 3 頁

60 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C01001719300(第 73・168 画像目)、諸兵射撃教範第二部 (防衛省防衛研究所) *その他の教範にも概ね同様に規定される。

61 主に使用された三十年式歩兵銃や三八式歩兵銃は、ボルト・アクション式で、6.5 ミリ弾を 5 発 1 組の装弾子 (複数の弾薬を一度に装填するための器具) で装填した。三八式は三十年式の改良型で、終戦まで使用された。

62 富良野毎日新聞社 (1936) 山部郷軍の補充兵教育柄実施. 富良野毎日新聞 昭和 11 年 7 月 7 日付で次のように報じる。「補充兵はそれぞれ最寄りの学校に参集して教育を受けることになっている。教官は分会長小林少尉同理事鈴木特務曹長で、助教は第一方面高橋上等兵、第二は日野伍長、第三は三好伍長である。」

参考文献

安芸保一 (1930) 北海道在郷軍人名鑑上川篇

アグスティン・サイス (2012) 日本軍装備大図鑑 制服・兵器から

日用品まで、原書房
一巳屯田会（1994）一巳開基 100 年記念誌一巳屯田開拓史、同会
大江志乃夫（1974）国民教育と軍隊、新日本出版社
上富良野村（1938）村報我村 第二十八號
片木勉編（1965）祝開校六十周年記念 郷土の歩み（第二集）、鳥沼協賛会・鳥沼同窓会
記念誌編集委員会（1982）布礼別地区八十年誌 沃野、布礼別地区開基開校八十周年記念協賛会
清水啓介（2016）在郷軍人会が造った実弾射撃場 1. 広見射撃場について、戦争遺跡研究会会報第 93 号、戦争遺跡研究会
同上（2016）在郷軍人会が造った実弾射撃場（2）大河原の射撃場、戦争遺跡研究会会報第 99 号、戦争遺跡研究会
同上（2018）村の射撃場、年魚市風土記 10 号、戦争遺跡研究会
境野健児（1977）帝国主義形成期における在郷軍人会の教化機能、東京大学教育学部紀要 vol. 16、東京大学
佐藤輝雄（1994）続・ガキの頃の思い出と昭和十一年頃の街並み、かみふらの郷土をさぐる第 13 号、上富良野町郷土をさぐる会
占冠村役場（1963）占冠村史、同村役場
下五区郷土史編纂委員会（1963）下五区郷土史、同委員会
下富良野村学事会（1913）下富良野村郷土誌、同学事会
十菱駿武ほか（2002）しらべる戦争遺跡の事典、柏書房
同上（2003）続しらべる戦争遺跡の事典、柏書房
千田豊治（1930）山部村史、山部村史刊行所
帝国在郷軍人会（1925）帝国在郷軍人会規約 大正 14 年 3 月改正、同会
同上（1928）帝国在郷軍人会規約、昭和 3 年 3 月改正、同会
帝国在郷軍人会 30 年史編纂委員（1944）帝国在郷軍人会 30 年史、帝国在郷軍人会本部
帝国陸軍教育總監部（1910）歩兵射撃教範、同總監部
同上（1929）小銃、軽機関銃、拳銃射撃教範、同總監部
同上（1939）諸兵射撃教範第二部、同總監部

同上（1939）諸兵射撃教範第四部、同總監部
友清哲（2015）一度は行きたい「戦争遺跡」北海道から沖縄まで、戦争時の遺構を歩く” PHP 研究所
長野耕治ほか（2015）【研究ノート】日本軍の人的戦力整備について—昭和初期の予備役制度を中心として—、防衛研究所紀要 17（2）
中富良野村史編纂委員会（1954）中富良野村史、同村役場
中富良野町史編纂委員会（1986）中富良野町史下巻、中富良野町東山郷土史編纂委員会（1989）東山郷土史—東山開拓 80 周年記念誌、東山開基 80 周年記念事業実行委員会
藤井忠俊（2009）在郷軍人会良兵良民から赤紙・玉碎へ、岩波書店
富良野市役所（1968）富良野市史第一巻、富良野市役所
富良野毎日新聞社（1936）山部郷軍の補充兵教育実施、富良野毎日新聞 昭和 11 年 7 月 7 日付
同上（1937）郷軍富良野分会第一射撃場落成式、富良野毎日新聞 昭和 12 年 6 月 7 日付（10 日の誤りか）
同上（1937）管内第一位を誇る山部射撃場落成式並射撃大会、富良野毎日新聞 昭和 12 年 11 月 1 日付
同上（1938）占冠村郷軍射撃大會成績、富良野毎日新聞 昭和 13 年 5 月 13 日付
同上（1938）模範的射撃場 上富郷軍設置初の大會、富良野毎日新聞 昭和 13 年 6 月 18 日付
堀内正昭（2017）旧近衛軽重兵大隊営内における射撃場建築（世田谷区池尻）の復元的考察、学苑・環境デザイン学科紀要 No. 921、昭和女子大学
南富良野村役場（1960）南富良野村史、同村役場
三原康敬（2019）小銃射撃場監的壕、かみふらの郷土をさぐる第 36 号、上富良野町郷土をさぐる会
陸軍省（1939）陸軍建築事務規程附録 陸軍建築設計要領改正案、同省